

マカオ
著作権及び関連権利の制度

1999年10月1日施行

2012年4月10日改正

第一編 文学及び芸術の著作物及び著作権

第一章 保護を受ける著作物

(保護範囲)

第1条 文学、科学又は芸術分野における原始的な知的創作物は、その種類、表現形式、価値、伝達方式又は目的を問わず、著作権法の保護を受ける著作物に該当する。

2 単純な考え、手順、組織、操作方法、定義、原則又は発見自体は、著作権法の保護を受けない。

3 著作権法が著作物に与える保護は、それが外部表現形式を備えているか否かを前提条件とし、当該著作物が公表、出版、使用又は取り扱われているか否かを問わない。

4 著作物が著作者本人の創作成果によるものであって、他人の創作物の全部又は一部を純粋に自身が開発したものとみなすものではない場合は、オリジナルの著作物とする。

(保護を受ける著作物)

第2条 著作物は、オリジナルの著作物である限り、保護を受ける著作物である。オリジナル著作物とは、特に次の各号に掲げるものをいう。

- a) 文学的、科学的性質及びニュース性を有する文書、並びにコンピュータプログラムを含むその他の文字による著作物
 - b) 主題討論、講義、講演及び説教
 - c) 演劇著作物及び演劇音楽著作物並びにその上演
 - d) 文字その他の方法により表現された舞踊著作物及びパントマイム著作物
 - e) 歌詞のある楽曲又は歌詞の無い楽曲
 - f) 映画、テレビ及びビデオの著作物、並びにその他の視聴覚著作物
 - g) 図面、タペストリー、絵画、彫塑、陶磁器、タイル、彫刻、版画及び建築に係る著作物
 - h) 撮影著作物又は撮影に類する方法により作成された著作物
 - i) 芸術創作物を構成する実用的芸術品、工業品の意匠又は模型並びにデザインの著作物
 - j) イラスト及び地図
 - l) 建築、地理その他の科学に関する設計図、略図及び立体的著作物
 - m) 広告であっても、格言又は標識
 - n) 他の著作物の主題又は主題から着想を得た場合であっても、風刺的な模倣その他の文学的著作物又は音楽的著作物。
 - o) 情報データベース及びその他の編集物であって、情報の編集基準又は内容の選択の点で独創的なもの
- 2 ある著作物の連続した版については、訂正、追加、書き替え、又はその名称若しくは規格の変更を行った場合であっても、原始的著作物と異なるものとはみなされない。芸術著作物の複製物は、たとえ体積が異なっても、原始的著作物と異なるものとはみなさない。

3 情報データベース及びその他の情報の編集に与えられる保護は、編集された情報又は内容には含まれないが、編集された情報又は内容に付与される権利には影響を及ぼさない。

(二次的著作物及び混合著作物)

第3条 二次的著作物とは、ある現存する原著作物を改変した著作物をいい、例えば、整理、編成、演劇の編成、映画化及び翻訳等である。

2 混合著作物とは、変更されていない現存の原著作物の全部又は一部と結合した著作物をいう。

3 二次的著作物及び混合著作物は何れも原著作物を保護する方式により保護を受ける。

4 二次的著作物及び混合著作物に保護を与えることは、当該著作物に改変され又は結合された原著作物に付与される保護に影響を及ぼさず、かつ、前者に付与される保護は後者に付与される保護に依存しない。

(著作物の名称)

第4条 公表又は出版された著作物に与えられる保護は、当該著作物の名称に及ぶものとする。ただし、当該名称が識別可能であり、かつ、他の著作者の同種の著作物の名称と混同しないことを条件とする。

2 次の各号に掲げるものは識別可能な名称に該当しない。

a) 著作物の題名又は内容の一般的、必須又は常用的な呼称を名称とすること

b) 純粋に歴史上、文学上若しくは神話上の人物の名称を使用し、又は純粋に存命中の者の氏名を使用して名称とすること

3 第三者がその公表していない著作物に使用する名称に関する実際の準備作業を行っていることを知りながら、詐欺的な方法で当該名称を自己のために使用する者は、この行為について司法紛争を提起することができる。

(保護の排除)

第5条 次の各号に掲げるものは保護の対象としない。ただし、次項に定める規定の適用を妨げるものではない。

a) 日常のニュース及び異なる事件に関するあらゆる形式の情報のみの報道

b) 書面又は口頭による当局又は公的機関への申請、陳述、苦情その他の言論

c) 集合した群衆若しくは他の合議機関、政治機関及び行政機関に対する言論及び演説、又は共通の利益にかかわる事項についての公開討論における言論及び演説

d) 政治演説

2 前項のb号、c号及びd号にいう言論について、その著作者は、当該言論を叢書又は単行本の形式で出版し、又は他人に当該言論を当該形式で出版させる排他権を有する。

3 第1項にいう著作物を第三者が合法的に使用する場合には、その使用は、著作物の公表の目的を達成するために必要な範囲内に制限されなければならない。

4 第1項b号にいう言論が機密性を有する場合、又は当該言論を公表することにより著作者又は第三者の名誉若しくは名声を損なうおそれがある場合は、当該言論を公表することを禁止する。

5 名誉若しくは名声を害されるおそれのある著作者若しくは第三者の同意を得た場合、又は前項の禁止により保護される利益よりも重要な正当な利益の存在が確認された場合に、禁止しない旨の司法裁判が行われたときには、当該禁止は排除される。

(公式著作物)

第6条 公式著作物は保護されない。

2 公式著作物とは、特に協約の文書、法律及び規章の文書、各機関が作成した報告書又は決定の文書、及びそれらの翻訳文をいう。

3 保護を受ける著作物が前項にいう文書に含まれている場合には、関係公的機関は、著作者の同意を得ることなく、かつ、当該使用の結果として著作者に如何なる権利も与えることなく、その職務の範囲内で当該保護を受ける著作物を使用することができる。

第二章 著作権

第一節 内容

(人格権及び財産権)

第7条 著作者は保護を受ける著作物に対して人格権及び財産権を有する。

2 著作物の財産権には、次に掲げる著作者専属の権利を含む。

a) 著作物の使用及び取扱、並びに著作物の全部又は一部の利用及び取扱を第三者に許諾すること
b) 著作物を第三者が使用したことにより報酬を受けること。ただし、当該使用について著作者の許可が法律に基づいて免除されることを条件とすること

3 著作者の人格権には、次に掲げる権利を含む。

a) 著作物を公表しないこと

b) 著作物の著作者の身分の回復を請求し、かつ原作、各複製物及び著作物が公表されるたびにその著作者の身分を表明すること

c) 第48条の規定により市場に流通した著作物を回収すること

d) 著作物の真実性及び完全性を確保し、かつ著作物の削除又は歪曲、著作物の本来の意味の曲解その他著作者の名誉又は名声に影響を及ぼす行為に対して異議申立てをすること

(著作物の媒体)

第8条 無形物に属する著作物に所有する著作権は、媒体として使用して著作物を固定又は伝達する有形物の所有権から独立している。

2 ある保護を受ける著作物を製造又は取得する媒体は、関係する製造者又は取得者に如何なる著作権も付与しない。

第二節 帰属

(原権利者及びその後の権利者)

第9条 著作権の原権利者は著作物の知的創作者であるが、法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。

2 ある者の氏名が一般的慣習により著作物において知的創作者として指摘されている場合、又はある者の氏名が何らかの方法で著作物を使用し又は公に伝達する際に表示されている場合には、その者は、著作物の知的創作者であると推定される。

3 関係規定に別段の定めがある場合を除き、この法令に言及する著作者は原権利者を含み、かつ関係権利が移転可能な場合は、その後の権利者も含む。

(手続の免除)

第10条 著作権の認定は、登録、寄託又は如何なる手続にも依存しない。

(補助著作物)

第11条 何らかの方法で著作物の準備、完成、公表又は出版のために全部又は一部の給付又は補助金を提供する者は、書面による別段の合意がある場合を除き、その著作物について著作権を取得することはできない。

(他人のために創作した著作物)

第12条 職務若しくは労働契約の履行の結果として他人の意図により創作された著作物又は委託の結果として創作された著作物については、関係合意に基づき、その著作物の財産権の所有者を決定する。

2 合意がない場合は、知的創作者が著作物の財産権を有すると推定されるが、次項の規定の適用を妨げるものではない。

3 著作物が知的創作者の氏名を指摘していない場合、又は一般的な慣習上、知的創作者の氏名を指摘するために使用している箇所に知的創作者の氏名を指摘していない場合は、著作物の財産権が知的創作者に著作物を創作させる事業体にすでに与えられていると推定される。

4 知的創作者に著作物を創作させる者に著作物の財産権が与えられているときは、次の各号に掲げる何れかの場合において、当該著作物が公表され又は出版されているか否かにかかわらず、知的創作者は、合意された報酬のほか、特別の報酬を請求することができる。

a) 知的創作者が受託して履行する機能又は任務を明らかに超えた知的創作については、熱心に履行するものであっても同様である。

b) 著作物の提供が合意された報酬に含まれておらず、その使用又は利益も明記されていない。

(使用の制限)

第13条 他人の意図により創作された著作物であって、その著作物の財産権が前条の規定により知的創作者に属するものについては、当該他人は合意に定める目的のためにのみ当該著作物を使用することができる。合意がない場合には、著作物は、著作物の創作の目的のためにのみ使用することができる。

2 他人の意図に基づいて著作物を創作する知的創作者は、如何なる場合においても、当該著作物の創作の目的を損なうような方法で当該著作物を使用してはならない。

3 創作を委託された著作物の変更は、知的創作者の許可を得なければならない。ただし、当該著作物の創作の目的に基づいて当該著作物を使用するために必要な変更である場合は、この限りでない。

(共同著作物)

第14条 共同著作物の著作権は、共同著作物を創作する共同著作者全員が所有するものとし、これらの権利の行使については、第4項の規定の適用を妨げることなく、所有権の共有に関する規則を適用する。

2 共同著作物とは、複数の者により創作された著作物であって、創作者の全部又は一部の名義で公表され又は出版されたものをいい、各創作者の個人的貢献が相互に区別されるか否かを問わない。

3 各共同著作者の共同著作物における分割されていない部分は、書面による別段の取り決めがある場合を除き、同一の価値を有すると推定される。

4 共同著作物が1又は複数の共同著作者の名義のみで公表又は出版されている場合において、当該共同著作物の一部に他の共同著作者が明示されていないときは、当該共同著作物の著作権はその名義で著作物を公表又は出版する1又は複数の共同著作者が所有しているものと推定される。

5 創作者による著作物の製作、公表又は出版に純粹に協力した者は、使用した方法の如何を問わず、共同著作者とはみなされない。

(共同著作者個人の権利)

第15条 共同著作物の共同著作者は、著作物の公表、出版、取扱又は変更を請求することができる。意見の相違が生じた場合は、善意の原則に基づき問題を解決するものとする。

2 共同著作者の何れも、その個人的貢献に係る著作権を独自に行使することができる。ただし、その個人的貢献が区分可能であり、かつ、その著作権の行使が共同著作物の創作目的に影響を及ぼさないことを条件とする。

(集団著作物)

第16条 集団著作物の原著作権者とは、創作を組織及び指導し、かつ自己の名義で著作物を公表又は出版した者をいう。

2 集団著作物とは、複数の者により創作された著作物であって、1の自然人又は法人の発起により当該創作が組織され、かつ、当該自然人又は法人の名義で公表され又は出版されたものをいう。

3 データベースは集団著作物と推定する。

4 当該個人的創作に係る権利について、1又は複数の知的創作者の個人的創作を集団著作物全体において識別することができる場合は、前条第2項の規定を適用する。

(協力者)

第17条 保護を受ける著作物の創作、出版若しくは公表に協力者、技術者、製図者、建築者として又はこれに類似するその他の資格で関与する自然人又は法人は、当該著作物について著作権を有さない。ただし、当該著作物の著作権は、それらの者が有する著作隣接権に影響を及ぼさない。

第三章 著作者の身分並びに文学上及び芸術上使用される氏名

(氏名又は別名)

第18条 著作者はその正式名称又は略名、その氏名の最初の文字、別名、又は何らかの取り決めによる標章により、その者の身分を表示することができる。

(氏名の保護)

第19条 ある者が文学、芸術又は科学に従事するために使用する氏名は、著作物が異なる種類のものである場合であっても、公表され又は出版された当該著作物において他人が使用する氏名と混同してはならない。

2 著作者の民事登記の氏名が他の著作者がすでに広く知られている民事登記の氏名と同一であり、かつ両者に血族又は姻族の関係がある場合は、前者はその氏名に当該血族又は姻族の関係を示す付け足しをして識別することができる。

3 何人も、自己の創作する著作物において、当該著作物の創作に関与したことの無い者の氏名をその者の同意があつたとしても使用してはならない。

4 前各項の規定に違反したことを理由に氏名が使用された者は、被害者は、その氏名の他人による使用を終了することを求めることができ、また、真の著作者に対する公衆の混同を避けるため、適当と認める司法上の措置を講ずることを求めることができる。

(匿名著作者の著作物)

第20条 著作者の氏名若しくは別名を明らかにせず、又は匿名で著作物を公表し、又は出版した者は、著作者の代理人とみなされ、かつ、第三者の前で当該権利を維持する義務を負う。

- 2 著作者が別段の意思をもって示した場合には、前項の規定は効力を生じない。
- 3 第1項にいう代理権は、著作者がその身分を明らかにしたときに消滅する。

第四章 失効

(通則)

- 第21条** 著作権は、著作物の著作者が死後50年を経過したときは、特別の規定がない場合には、死亡した後に公表又は出版された著作物であっても消滅する。
- 2 著作権の失効を招く期間は著作物が出版又は公表された日から起算するが、著作物が創作完了時から起算した期間と同じ期間内に出版又公表された者がいない場合には、その著作権の失効を招く期間は創作完了時から起算する。
 - 3 著作権の失効を招いた期間は、失効を計算する事実が発生した翌年の初日から起算する。

(共同著作物、集団著作物及び他人の意図により創作された著作物)

- 第22条** 共同著作物の著作権は、その全体が最後に死亡した共同著作者の死後50年を経過したときに失効する。
- 2 前項の効力を生ずるため、第14条第4項の規定に基づき自己の名義で著作物を出版又は公表した者は、共同著作者とみなされる。
 - 3 集団著作物の著作権、又は著作物がある事業体の意図により創作された場合の当該事業体の著作権は、何れも著作物が最初に公表又は出版されてから50年以上経過したときに失効する。ただし、特別の定めがある場合はこの限りでない。
 - 4 共同著作物及び集団著作物の知的創作者について、その識別可能な個人的貢献により個別に付与される著作権の失効期間は、前条第1項に定めるものと同じとする。

(匿名著作物及び同等物)

- 第23条** 匿名著作物の著作権、又は著作者の真の身分を明らかにしていない公表又は出版された著作物の著作権は、いずれも著作物の公表又は出版から50年以上経過したときに消滅する。
- 2 著作物の保護期間は、著作者の氏名とは異なる氏名があっても、著作者の身分を疑う虞のない氏名を使用した場合又は著作者が前項にいう期間内にその身分を明らかにした場合は、著作者がその氏名により公表し又は出版した著作物に与えられる保護期間と同一とする。

(著作物を構成する部分、巻又は断片の保護)

- 第24条** 著作物を構成する異なる部分、巻又は断片が同時に出版又は公表されていない場合は、各部分、各巻又は各断片の著作権失効に至る期間はそれぞれ計算する。
- 2 前項の規定は、定期刊行物である団体著作物の各号にも適用する。例えば、新聞及び雑誌等。

(公有財産)

- 第25条** 著作権の失効を招く期間が満了した後、関連著作物は公有財産の範囲に入る。

第五章 財産権の移転及びその負担の設定

(財産権の処分性)

- 第26条** 著作物の財産権の原権利者、その承継者又は移転を受けた者は、いずれも次の各号に掲げる事項を得ることができる。

- a) 著作物の使用を第三者に許諾する
- b) 当該の著作物の財産権の全部若しくは一部を移転し、又は当該著作物の財産権の全部若しくは一部について負担を設定する

(許諾)

第27条 第三者による如何なる方式での著作物の公表、出版又は使用もその許諾のみでは、当該著作物に有する著作権の移転を招くことはない。

2 前項にいう許諾は、書面によるもののみであり、かつ、当該許諾が有償で排他的なものではないと推定される。

3 当該許諾には、著作物の公表、出版又は使用の許諾方法並びに著作物の公表、出版又は使用許諾の時期、場所及び報酬に関する条件を記載しなければならない。

4 許諾された著作物の使用方法が業として複製物を製造することとする場合は、当該許諾に次の各号に掲げる情報を含まなければならない。

- a) 許諾者及び被許諾者の身分
- b) 許諾者の連絡先
- c) 1又は複数の著作物の複製を許諾された識別情報
- d) 当該著作物について製造許可を受けた複製物の数を表示する。複数の著作物が関係する場合は、各著作物について製造許可を受けた複製物の数を表示しなければならない
- e) 許可の期間

(移転及び負担設定の制限)

第28条 知的創作者を保護するために付与された財産権は、自発的又は強制的な移転又は負担設定の対象となってはならず、また、そのような移転又は負担設定の対象として法的に除外されている他の権利も同様である。

(部分的な移転及び負担設定)

第29条 著作物の財産権の部分的な移転及び著作物の財産権上の負担設定は、書面によるものとし、与えられる権利の範囲は、契約の目的に応じたものとする。

2 証明書には、関係する行為の目的及び付与された権利の行使に関する条件を記載しなければならない。有償の行為の場合は、報酬も記載しなければならない。

3 期間を定めた移転又は負担設定であって、当該期間が定められていない場合には、当該期間は、一般的に25年と推定される。実際の芸術品である場合には、当該期間は10年と推定される。

4 専用権が与えられてから7年以内に著作物を使用しない場合には、付与された専用権は消滅する。

(すべての移転)

第30条 著作物の財産権のすべての移転は、著作物の識別情報を記載した認証された私的文書によってのみ行うことができる。有償による移転の場合は、報酬も関連する私的文書に記載するものとする。

(財産権の澳門（マカオ）特別行政区への譲渡)

第31条 保護を受ける著作物の著作者は、その著作物の財産権を無償で澳門（マカオ）特別行政区に譲渡する場合には、その著作物が出版されるとき、一切の負担を支払うことなく、50の複製物を受領する権利を有する。

(用益権)

第32条 著作物の財産権は、法定又は意志により決定された用益権の対象とすることができる。

2 用益権者は、著作物の財産権の権利者の許諾を得て、著作物の変更又は改変を生じさせるあらゆる方法で用益権の対象である著作物を使用することができる。

(質権)

第33条 著作物の財産権は質権の対象とすることができる。

2 司法執行が行われる場合には、その執行の対象となる権利は、債務者が担保を提供するために使用する、ある1又は複数の著作物の1又は複数の権限のみである。

3 質権者は著作物の媒体の何れか1又は複数に対して如何なる権利も取得しない。

(差押え及び仮差押え)

第34条 出版され又は公表された著作物については、その著作物の財産権は、差押え又は仮差押えの対象とすることができ、かつ、司法執行における競売については、質権に関する前条の規定を遵守するものとする。

2 不完全な原稿、略図、図面、絵画、彫塑その他の原作は、著作者が提供したか又は著作者の同意を得た場合を除き、差押え及び仮差押えを免除される。

3 ただし、著作者が前項に規定する著作物を公表し又は出版しようとする意図を自明の行為により表明した場合には、債権者は、当該著作物の財産権を差押え又は仮差押えをすることができる。

(財産権の早期処分)

第35条 将来の著作物に係る著作物の財産権を移転し、又はその上に負担を設定することは、著作者が今後最長7年以内に創作した著作物にのみ及ぶものとする。

2 契約に定める期間が前項に定める期間よりも長い場合は、その期間が前項に定める期間に短縮されたものとみなし、かつ、これに比例して決定された報酬を減額する。

3 将来の著作物の財産権を不確定な期間により移転し、又はその上に負担を設定する場合は、その移転又は負担の設定は無効とする。

(追加賠償)

第36条 知的創作者又はその承継者が、その著作物に係る著作物の財産権を有償で移転し、又はその上に負担を設定した場合において、その結果により得られる利益と、移転又は負担設定された受益者が当該行為から得た利益とが著しく不釣り合いであり、その結果、知的創作者又はその承継者が重大な財産的損失を被るときは、知的創作者又はその承継者は、事業上の所得に応じた追加の賠償を受益者に請求することができる。

2 合意がない場合には、同項に規定する追加賠償は、著作者の同種の一連の著作物の一般的な事業上の成果を参照して定めるものとする。

3 著作物の財産権の移転又はその上に設定された負担に対する報酬が、著作物の取扱から受益者が取得した利益を共有する方法により決定される場合は、同一の性質の取引における通常の割合より著しく低い割合で決定された共有の割合のみが追加賠償を受ける権利を有する。

4 追加賠償を受ける権利は、著作物が公有財産の範囲に含まれていることを理由に消滅し、かつ、著作物が公有財産の範囲に含まれているか否かを問わず、重大な財産的損失を被ったことを知ってから3年以内に当該権利が行使されなかった場合は、消滅する。

(相続人のいない遺産内の著作物の財産権)

第37条 当該権利は、相続人がいないことを理由として澳門（マカオ）特別行政区の所有と宣告された遺産に著作物の財産権が含まれている場合には、清算の範囲に含まない。ただし、他の資産の売却によって得られた所得が関連する債務の支払いに十分でない場合には、当該の権利は譲渡されることができる。

2 関係遺産が相続人のいない遺産になった時から10年以内に、澳門（マカオ）特別行政区が著作物を使用していないか、又は他人に著作物の使用を許諾していない場合には、著作物は公有財産の範囲に入る。

3 共同著作物の著作者のうち1が死亡したことにより、その遺産が澳門（マカオ）特別行政区の所有となる場合には、当該著作物の財産権のすべては、その他の著作者のみの所有となる。

(品切れの著作物の再版)

第38条 その後に再版権を取得した権利者が、既存の著作物が品切れとなった後に再版権の行使を拒絶し、又は他人に再版権を許諾することを拒絶する場合は、澳門（マカオ）特別行政区を含む如何なる利害関係人も、当該著作物を再版するための許諾を裁判所に請求することができる。

2 当該拒絶が、考慮されるべき道徳的理由、又は考慮されるべき金銭的理由でない事実上の理由に基づくものでない場合は、裁判所の許諾を与えるものとする。

3 前二項にいう裁判所の許諾は、権利者から関連する再版権を奪うものではなく、権利者は、関連する著作物を再版し、又は他人に関連する著作物の再版を許諾することができる。

4 本条の規定は、権利者が再版により報酬を受ける権利に影響を及ぼさない。本条の規定は、公表され又は出版された著作物に対して取得した権利の移転先が公衆の合理的ニーズを満たしていることを保証しない場合には、必要な協力を得て、著作物を複製するすべての方法について適用する。

(手続)

第39条 前条に規定する裁判所の許諾は、裁判所の許諾によって同意に代わることができる手続に従って行う。

2 裁判所の判決については、確定的な解決を得るために、第二審を行うための効力停止の上訴を提起することができる。

(取得時効)

第40条 著作物の財産権は、取得時効により取得してはならない。

第六章 著作者人格権

(制度)

第41条 著作者人格権は著作物の財産権とは独立し、譲渡不能、放棄不能及び時効の完成不能の権利であり、著作者の死後には、第43条の規定に従って行使されることができる。

(無行為能力の著作者)

第42条 行為能力のない知的創作者は、著作者人格権を行使することができる。ただし、その権利の行使について自然に理解する能力を備えている場合に限る。

(著作者の死後における著作者人格権の行使)

第43条 著作者の死後において、当該著作物が公有財産の範囲に含まれていない場合には、その著作
者人格権はその承継者が行使する。

(文化的価値のある著作物)

第44条 本条にいうものが関係通知を受領した後、考慮すべき理由がないにもかかわらず、著作物を
保護しない場合において、公有財産の範囲に入らない著作物については、澳門（マカオ）特別行政
区は、自ら適当な方法で当該著作物を保護することができる。ただし、その著作物の真実性又は完
全性が脅かされる場合に限る。

2 公有財産の範囲に含まれた著作物について、その完全性及び著作者の身分の保護は澳門（マカオ）
特別行政区が責任を負う。

3 本条の規定を執行する権限を有する事業体は、行政長官が澳門特別行政区公報に公布された指示
により指定する。

(これ以上変更されない著作物の公表および出版)

第45条 著作者がその著作物の全部又は一部を改変し、かつこれ以上変更されない著作物を公表若し
くは出版する場合、又は公表若しくは出版することを他人に許諾する場合には、著作者の承継者又
は第三者は、著作物を旧来の何れかの版で複製してはならない。

(変更及び翻案)

第46条 著作者の同意を得ずに著作物を変更してはならず、著作者の同意を得なくても著作物を合法的
に使用することができる場合も同様である。

2 ある者が特定の著作物を使用することを許諾されている場合には、その者は、著作物の本来の意
味の曲解を招かず、かつ、当該著作物を許諾された方法で使用するために必要な翻案を当該著作物
に導入することを許諾されているものとみなす。

3 教育のために使用される叢書については、当該目的を達成するために必要な変更をすることがで
きる。ただし、著作者が次項の規定に基づいた当該変更に対する異議申立てをすることがない場合
に限る。

4 著作者に対して、受領書付書留郵便で同意を求めなければならず、かつ当該書留郵便で導入しよ
うとする変更について説明するものとする。当該著作者は、受領日から1月以内に異議申立てをす
ることができる。

(差し押さえられた著作物に対する著作者人格権)

第47条 差し押さえられた著作物に係る著作物の財産権を取得した競売人が当該著作物を出版する場
合には、著作者の校正刷りの修正及び著作物の訂正を行う権利並びに著作者人格権その他の権利は
影響を受けない。

2 前項にいう状況において、著作者が合理的な理由なく校正刷りを60日を超えて差し押さえた場合
は、著作者による校正刷りの修正を必要とせず印刷を行うことができる。

(回収権)

第48条 公表され又は出版された著作物については、その著作者は、考慮されるべき道徳的理由及び
第三者に与えた損害に対する賠償に基づく場合に限り、市場に流通している著作物をいつでも回収
し、かつ如何なる方法によっても当該著作物の取扱を終了することができる。

第七章 国際的な保護範囲

(属地原則)

第49条 著作物に澳門（マカオ）特別行政区内での保護を与えるか否かの確定は、澳門（マカオ）特別行政区の法律の専属権限に属する。

(人身及び著作物自体に関する保護の範囲)

第50条 著作者が澳門（マカオ）特別行政区の居住者である場合は、澳門（マカオ）特別行政区の法律による保護を受ける。

2 実質的な対等保護がある場合は、澳門（マカオ）特別行政区の居住者でない著作者も、また前項に定める保護を受ける。

3 如何なる場合にも、次の各号に掲げる著作物は、澳門（マカオ）特別行政区の法律による保護を受ける。

- a) 澳門（マカオ）特別行政区において初めて出版された著作物、又は同時に澳門（マカオ）特別行政区において初めて出版された著作物
- b) 澳門（マカオ）特別行政区に位置する建築物の著作物
- c) 澳門（マカオ）特別行政区に位置する不動産と結合した芸術著作物
- d) 澳門（マカオ）特別行政区の居住者が製作した視聴覚著作物

(期間)

第51条 他の法体系に由来し、かつ、著作者が澳門（マカオ）特別行政区の居住者でない著作物に与えられる保護期間は、この法令に定めるものと同一である。ただし、当該著作物が由来する法体系に定める保護期間を超えないことを条件とする。この法体系は、次に掲げる数条の規定に基づいて確定される。

(出版された著作物の出所)

第52条 すでに出版された著作物が属する法体系とは、著作物が最初に出版された場所が属する法体系を指す。

2 著作物が同時に複数の法体系に属する異なる場所で出版され、各法体系の著作権に対する保護期間がすべて異なる場合には、保護期間が比較的短い法体系は著作物が由来した法体系とみなされる。

3 著作物が最初に出版されてから30日以内に、最初に出版された場所が属する法体系とは異なる別の場所で再び出版された場合は、著作物が同時に異なる法体系で出版されたものとみなす。

(出版されていない著作物の出所)

第53条 出版されていない著作物が属する法体系は、著作者の常居所が属する法体系とする。

2 ただし、建築著作物及び版画芸術若しくは造形芸術の著作物が所在する場所又は併合された建築物が所在する場所は、これらの著作物が属する法体系とみなす。

(国際条約)

第54条 本章の規定は、澳門（マカオ）特別行政区が遵守すべき国際条約の適用を妨げるものではない。

第二編 保護を受ける著作物の使用

第一章 通則

(排他権)

第55条 著作者が著作物の全部又は一部を使用する排他権を有する。ただし、別段の定めがある場合はこの限りでない。排他権は、特に、法的制限の範囲内で、直接又は間接に著作物を公表し、出版し、及び取り扱う権利を含む。

2 著作物の使用により生じた財産利益に与える保障は、経済面において法的保護の基本的な目的を構成する。

(使用方法)

第56条 著作物の取扱及び一般的な使用は、著作物の種類及び性質に応じて、現在人に認識されているか又は人に認識されようとしている如何なる方法によっても行うことができる。

2 著作者のみが著作物の使用及び取扱の方法及び条件を自由に選択する権利を有する。

3 著作者は、特に、次に掲げる事項を行い又は他人に行うことを許諾する排他権を有する。

- a) 著作物の出版
- b) 公開のための実演、朗読、公演、上演又は展示
- c) 映画著作物の複製、翻案、公演、発行及び上映
- d) 著作物を機械的、電氣的、電子的又は化学的方法により複製する機材と結合されることにより、これらの方法を通じた公開のための公演、伝達又は中継を行うことができるようにすること
- e) 写真、ラジオ放送又は記号、音声若しくは映像を複製するその他の方法により伝達すること
- f) 著作物を公衆に提供し、公衆が個々に場所及び時間を選択して当該著作物を入手することができるようにすることを含む、有線又は無線による公衆への伝達
- g) 原作又はその複製物を、販売その他の所有権移転の方法により公に発行すること
- h) 著作物を作成した者の権利に影響を及ぼすことなく、著作物の翻訳、翻案、整理、編成又はその他の変更を行うこと
- i) 他の著作物に使用すること
- j) 著作物の複製
- l) 関連図に基づいて建築著作物を建築すること
- m) 原作又はその複製物を公衆に商業的に賃借すること

4 上記の著作物の使用及び取扱方法は、相互に独立しており、著作者又は許諾を受けた者によるこれらの何れかの方法の採用は、著作者又は適当な許諾を受けた第三者によるその他の方法の採用を妨げるものではない。

5 伝達を行うために必要な物資又は施設を提供するのみでは、公衆への伝達を構成しない。

6 複製とは、如何なる方法であれ、ある著作物又はその大部分若しくは重要部分を永久的若しくは短期的、直接的若しくは間接的に複製物にすることをいい、デジタル形式の著作物を電子媒体に保存することを含む。

7 複製物を一時的又は偶然に製作し、当該製作が関連技術手順の構成部分に属し、かつ関連する複製物自体は経済的価値がなく、その目的が著作物の合法的使用を許諾することにある場合、又は仲介者、特に通信事業者によって第三者間のネットワーク内での著作物の移転を許諾することにある場合には、関連する製作は複製を構成しない。

8 同一の原作から派生される二次的著作物であって、原作の特徴を有することにより相互に類似点があるが、各二次的著作物がいずれもその独自性を有する場合は、当該二次的著作物の間に存在する純粋な類似は不法使用を構成しない。同一物について異なる表現は、上述の場合にも不法使用を構成しない。

(出版及び公表)

第57条 何らかの方法によって著作物を複製した媒体及び公衆への複製物の提供を通じて、その著作物の性質に応じて、公衆の要求を合理的に満たすことができる場合は、当該著作物を公衆に合法的に認識させる行為は、出版とみなす。

2 前項に規定する要件を満たさない方法で著作物を公衆に合法的に認識させる行為は、公表とみなす。当該方法には、演劇著作物又は演劇音楽著作物の実演、映画著作物の上映、文学著作物の朗読、音楽著作物の演奏、伝達又はラジオ放送、建築著作物又は建築著作物内に組み込まれた立体的著作物の建造、及び芸術著作物の展示を含む。

3 出版及び公表に関する行為は、著作者の同意を得て行われたもの場合、又は著作者がその行為を知らず異議申立てをしなかった場合には、適法である。

(発行権の消滅)

第58条 著作権の権利者が保護を受ける著作物の媒体を販売し、又はその他の形式でその所有権を移転することは、当該物に対する専属的公開発行権の消滅を招くが、公衆に商業的な賃貸を提供する権利の存続に影響を及ぼさない。

(遺作)

第59条 著作者の承継者は、著作者が生前に公表も出版もしていない著作物についてその使用を決定する権利を有する。

2 遺作を公表し又は出版した承継者が当該著作物について有する権利は、著作者が生前に著作物を公表し又は出版したと仮定した場合に当該承継者が有する権利と同一である。ただし、失効に至った期間の進行を妨げない。

3 継承者は、著作者が死亡した日から25年以内に著作物を出版し又は公表しない場合には、第三者による当該著作物の公表又は出版に異議申立てをしてはならない。ただし、考慮すべき道徳的理由がある場合はこの限りでなく、当該理由について司法的に判断することができる。

第二章 私的使用及び自由な使用

(私的使用の自由)

第60条 保護を受ける著作物は、別段の定めがある場合を除き、私的使用のために自由に使用することができる。

2 次に掲げるものは、特に私的使用の範囲に属する。

- a) 著作物を複製した者が自己の使用のために行う複製
- b) 演劇著作物、演劇音楽著作物又は映画著作物の実演、文学著作物の朗読、音楽著作物の演奏その他公表又は出版された著作物の伝達の方法であつて、営利を目的とせず、かつ、公衆のために開放された場所において行われたいもの

(自由な使用)

第61条 次に掲げる場合は合法的使用であり、著作者の同意を必要としない。

- a) 情報提供の目的で、第5条第1項に規定する部類に属さない公に行われた演説、簡潔な演説及び主題討論の抄録又は要約により、マスメディアに複製された場合
- b) 定期行物の内容を定期的に選んで編集し、これを要約して文集形式でまとめる場合

- c) 著作物の一部を、時事報道の目的を達成するために当該一部を時事報道に追加することが合理的である限り、如何なる方法によっても固定し、複製し及び公に伝達する場合
- d) 出版され又は公表された著作物の全部又は一部の複製であって、その複製が図書館、博物館、文献センター又は学術機関によって行われ、公衆のために行われたものではなく、関係機関自身の活動のために必要なものに限定されたものであることを条件とする場合。
- e) 出版され又は公表された著作物の一部の複製であって、当該複製が教育現場において行われ、かつ、当該教育現場における教育目的のために専ら非営利の目的で行われるものであることを条件とする場合
- f) 図書館、博物館、文献センター、科学機関又は教育機関が、当該施設内に設置されたコンピュータ端末又はログインが制限されたコンピュータネットワークにアクセスすることにより、営利を目的とせず、その所蔵する著作物を公衆の利用に提供する場合
- g) 他人の著作物又は著作物の要約を著作物自体に引用し又は挿入し、自己の理論を支持し、又は批評、討論若しくは教育の目的で使用する場合
- h) 自己が教育に供する著作物の中に他人の短い著作物又は他人の著作物の一部を挿入する場合
- i) 澳門（マカオ）特別行政区における公の活動及び宗教活動において、音楽著作物又は文学的音楽著作物を演奏する者であって、その演奏が無償のものであり、かつ、公衆がその演奏を無償で鑑賞することができることを条件とする場合
- j) 時事記事及び経済、政治又は宗教を論じる記事の複製であって、当該複製が明示的に保持されていないものに限る場合
- l) 公共の場に設定された芸術著作物を撮影、録画、映画撮影その他これに類する方法により、固定する場合
- m) 専ら科学的、教育的又は人的・文化的利益を目的として、取引に供さない著作物を使用する場合
- n) 裁判所及び澳門（マカオ）特別行政区その他の公的機関が、その公共的職務の執行に必要な限度内で使用する場合

（制限及び要件）

第62条 保護を受ける著作物の自由な使用は、当該著作物の一般的取扱を妨げてはならず、合理的な説明がなく著作者の正当な利益を害してはならない。

2 前条の規定に基づき著作物を使用する場合は、可能な限り著作者の身分及び著作物の名称を表示しなければならない。

3 前条の規定に基づき複製又は引用された著作物は、当該著作物を使用する者自身の著作物と混同してはならず、かつ、複製又は引用の範囲が過度に広いことにより当該複製又は引用された著作物から生ずる利益が害されることがあってはならない。

4 前条a号及びj号にいう著作物を巻にまとめる権利は、著作者のみが所有する。

（評論、注記及び討論）

第63条 著作者の許諾を得ずに、他人の著作物に対して評論を行うこと又は他人の著作物のために注記を行うことを口実として、他人の著作物を複製してはならない。ただし、自己の出版物に属する評論又は注記の中に他人の著作物の一部を引用することは、適法である。

2 著作者が自己の出版した文章、書簡その他の論争的な文章を複製する場合は、その立場に反する文章も複製することができ、また、その立場に反する著作者は、その著作者が関係する文章を出版した場合であっても、同じ権利を有する。

（教師の講義）

第64条 教師の講義は、当該講義が記述形式で出版され、かつ、出版者が個人的責任を有する場合においても、当該教師の許諾を得た後に限り、出版することができる。

2 出版の許諾を受けた講義は、特段の指定がない限り、学生のみが使用することができるものとみなす。

(視覚障害者のための使用)

第65条 出版された著作物は、営利を目的としない場合には、ブライユ(Braille)式点字システム又は視覚障害者のために設けられたその他のシステムを通じて複製又は如何なる形でも使用することができる。

2 視覚障害者は、前条に規定する講義を自己のみで使用するために固定する権利を有する。

(法定変更権)

第66条 著作物の使用に関して著作者の事前の同意を必要としない法定使用権を有する者は、許諾された使用に必要な場合に限り、翻訳その他の方法により著作物を変更する権利を有する。

第三章 各種著作物及び使用

第一節 出版

(出版契約)

第67条 著作者がその著作物又は著作物群について、他人が自己の損益の責任を負う方法で一定数の複製物を製作、発行及び販売することを許諾する契約を締結した場合は、出版契約とみなす。

(その他の契約)

第68条 著作者が他人に次の各号に掲げる事項を委託することにより締結した契約は、出版契約とはみなさない。

a) ある著作物について、相手方が自己の損益の責任を負う形式により一定数の複製物を製作し、かつ、それらの保管、発行及び販売を確保し、かつ、関係する事業結果について相互にどのように分配するかについて合意する。

b) 相手方に報酬を支払うことにより、相手方にある著作物について一定数の複製物を製作させ、かつ、その保管、発行及び販売を確保させ、関係する損益及びリスクは著作者が自ら責任を負う。

c) 相手方に報酬を支払い、著作者が製作した複製物についてその保管、発行及び販売を確保させる。

2 前項に規定する契約について、a号に該当する場合は、匿名組合契約に関する法律の規定を補足して適用する。b号及びc号に該当する場合は、労務提供契約に関する法律の規定を補足して適用する。一方、一般的な慣習では、前項にいう契約に適用することを候補とする。

(対象)

第69条 出版契約の対象は1又は2以上の著作物であって、現存又は将来の、公表されているもの又は公表されていないものとすることができる。

(契約方式)

第70条 出版契約は書面により作成するものとする。

2 形式的要件に適合しないことにより引き起こされた無効は、無効に導いた一方側が提起してはならず、かつ関係無効は完全な反証が提出されるまで、出版社の責に帰すことができると推定される。

(契約の効力)

第71条 出版契約の締結は、如何なる著作権の出版者への移転を招くものでもなく、また出版者が著作物を翻訳、変更又は他の類型若しくは使用方式に翻案することを許諾しない。

2 現行の公式規則に基づいて文書の書体を調整することは変更とみなされない。ただし、文書の書体が著作者の意図的な選択に属する場合は、この限りでない。

3 第83条に規定する場合又は別段の定めがある場合を除き、出版契約の締結により、著作者は、出版された版が品切れになっていない場合、又は出版契約に定められた期間が終了していない場合は、澳門（マカオ）特別行政区又は澳門（マカオ）特別行政区以外の場所において同一の言語で同一の著作物を再度出版し、又は他人に同一の著作物を再度出版することを許諾することができない。ただし、その後、出版から生ずる利益を害し、又は著作物の再修正若しくは更新を必要とする状況が生じた場合は、この限りでない。

(契約の内容)

第72条 出版契約には、出版の回数、各出版時の複製物の数及び各複製物の公開販売価格を、たとえおおよその販売価格であっても記載しなければならない。

2 契約に出版回数が定められていない場合には、出版者は1回のみ出版することができる。

(報酬)

第73条 出版契約は有償契約に属すると推定する。

2 著作者に対する報酬は、出版物の全部について支払われる一定の金額、各複製物の小売価格のパーセンテージで算定される金額、特定の数の複製物に支払われる金額、又は著作物の性質に応じて決定される金額、又は複数の報酬の支払方法を組み合わせた金額とすることができる。

3 著作者に対する報酬が決定されない場合には、著作者は、販売された各複製物について、その小売価格の20%を受領する権利を有する。

4 複数の著作者がいる場合には、前項にいうパーセンテージは、これらの著作者が共有する。

5 報酬が小売価格のパーセンテージで決定される場合には、当該報酬の算定は、小売価格の増減により影響を受けるものとし、出版者は、著作者に元の小売価格で算定した報酬を支払う場合を除き、著作者の同意を得ずに小売価格を引き下げてはならない。ただし、第85条にいう事由に該当する場合には、当該出版者は、著作者の同意を得ることなく小売価格を引き下げることができる。

(著作者の義務)

第74条 著作者は、契約の履行に必要な資源及び条件を出版社に提供しなければならない。特に取り決められた期間内に、出版の対象となる原作を出版者に複製のために交付するものとする。

2 前項にいう原作は、著作者の所有であり、かつ、出版が完了した後直ちに著作者に返還しなければならない。

3 著作者が合理的な理由なく原作の交付を遅らせた結果、出版者の希望を実現できなかった場合には、出版者は、その損害及び損害について賠償を受ける権利に影響を及ぼすことなく、契約を解除することができる。

4 著作者は、著作物に関する第三者の権利に対抗するために、出版者が契約から生じる権利を行使することを確保しなければならない。ただし、第三者が行った事実に起因する脅迫及び妨害は含まない。

(出版者の義務)

第75条 出版者は、取り決められた条件に基づき、著作物の複製に必要な注意を払って出版しなけれ

ばならず、かつ、熱心かつ勤勉な態度で、著作物を普及させ、かつ、作成された複製物を市場に提供しなければならない。

2 出版者は、著作物の複製を原作の交付時から12月以内に完成させなければならない。ただし別段の取り決めがある場合又は著作者の責に帰すべき理由がある場合は、この限りでない。

3 著作物に関連する事項の適時性が極めて重要である場合、又は出版の遅延が出版のための利益又は時期の喪失につながる場合には、出版者は、直ちに著作物の複製を開始しなければならない。かつ、当該利益又は時期の喪失に起因する損害を回避することができる期間内に複製を完了しなければならない。

4 出版者は、著作者が匿名で出版することを希望する場合を除き、著作者が選択する方法で、各複製物に著作者の身分を表示しなければならない。

(校正刷り)

第76条 出版者は、すべての棒組みの校正刷り、すべての紙面の校正刷り及び表紙のページレイアウト図を著作者に提供しなければならない。これにより、著作者は、これらのレイアウトの組み版を修正し、表紙のページレイアウト図について意見を述べることができる。

2 著作者は、棒組みの校正刷り又は紙面の校正刷りにかかわるものであるか否かを問わず、印刷上の修正を導入する権利を有し、その修正費用は、出版者が負担する。

3 新たに生じた事由によらず、文書に加えられた修正、変更又は追加の費用であって、組み版価格の5%以内のものは、出版者が負担し、当該割合を超えた場合には、その超過した部分は、著作者が負担する。ただし、別段の取り決めがある場合はこの限りでない。

4 一般的には、著作者は20日以内に校正刷りを出版者に返却しなければならない。かつ5日以内に表紙のページレイアウト図を出版者に返却するものとする。

5 出版者が校正刷りの送付を遅らせ、又は著作者が校正刷りの返却を遅らせた場合には、著作者又は出版者は、その旨を受領書付書留郵便で相手方に通知することができる。これにより、出版者又は著作者が新たに定められた期間内、かつ延長することができない期間内に校正刷りを送付し又は返却する。

6 何れかの当事者が、前項の規定に基づいて定められた期間を遵守しない場合には、相手方当事者は、著作物の出版の遅延により被った損失及び損害についての賠償を請求することができ、又は著作者による遅延が生じた場合には、出版者は、当該賠償を請求するか、又は当該出版者が行った修正に基づいて当該作業を継続するかを選択することができる。

(印刷)

第77条 著作者の許諾を得ずに印刷を行ってはならない。ただし、前条第6項の規定の適用を妨げるものではない。

2 紙面の校正刷り及び表紙のページレイアウト図を返却する際に印刷反対の申立書を添付しない場合は、印刷を許諾したものとみなす。

3 著作者が複製物の1つを検査しなければ、著作物を市場に出してはならない。

(報告書の提出及び報酬の支払い)

第78条 著作者は、出版が完了した後に報酬を請求することができる。ただし、別段の取り決めがあるか又は採用された報酬の支払方法により、その支払いがその後の状況に依存する場合、特に、作成された複製物の全部又は一部が商業市場に提供されたか否かに依存する場合は、この限りでない。

2 著作者が受けるべき報酬が販売の結果に依存する場合、又は報酬の支払いが販売の状況に依存する場合には、出版者は、取り決められた期間内に著作者に報告書を提出しなければならない。期間が定められていない場合は、半年ごとに報告書を著作者に提出するものとし、かつ毎年6月30日及び

12月31日を報告書の内容の締切日とする。

3 出版社は、前項の規定の効力を生じさせるため、当該期間の終了後30日以内に、当該期間の売上及び返品状況を記載した図表を書留郵便により著作者に送付するものとし、かつ支払を要する残金を送付するものとする。

(著作者の検査権)

第79条 著作者は自ら又はその代理人に委託して、複製物の出版数を検査する権利を有する。そのために、出版者の商業上の帳簿の検査を要求することができ、又は各複製物に署名又は印鑑を捺印するなど、複製物の製造に介入しない他の方法で検査を行うことができる。

2 著作者はまた、著作物が複製された場所又は複製物が保管された場所を調査する権利を有する。

(複製物の過不足)

第80条 出版者が製造した複製物の数が取り決められた数より少なく、かつ、関係する出版の完成を拒絶した場合には、著作者は、当該不足した数について他人と複製物の製造契約を締結する権利を有し、その費用は出版者が支払い、かつ、関係する損失及び損害についての賠償を受ける著作者の権利は影響を受けない。

2 作成された複製物の数が取り決められた数を超えた場合には、著作者は、関係する損失及び損害についての賠償を請求するか、又は裁判所に対し、過剰な複製物を差し押さえ、かつ、自己のものとするよう求めることができる。この場合には、出版者は、賠償を受ける権利を有さない。

3 出版者が過剰な複製物の全部又は一部を販売した場合であっても、著作者は、賠償を受ける権利を有する。

(再版)

第81条 出版者が著作物を複数回出版することを許諾されている場合には、最初の出版について定めた条件は、疑義があるときは、その後の出版に適用する。

2 出版者は、再度出版する前に、著作者が文書に対して著作物の実質的な変更を構成しない程度の軽微な修正又は改善を行うことを許諾しなければならない。

3 著作者と出版者との間で著作物の実質的な変更に関する合意がなされた場合には、著作者は、その対価が出版物全体の総額に基づいて決定された場合であっても、追加の報酬を受ける権利を有する。

4 出版者が著作物を連続的に出版しなければならない場合は、当該複製物が市場で不足しないよう、継続的に出版するものとする。

(将来の著作物)

第82条 第35条の規定は、必要な協力を得て、将来の著作物を対象とする出版契約について適用する。

2 将来の著作物を出版するための契約が当該著作物を出版者に引き渡すための期間を定めていない場合には、出版者は、裁判所に対し、当該期間を定めるよう求める権利を有する。

3 契約に定める著作物の交付期間は、著作者の要請に応じて、司法の手段を通じて延長することができる。ただし、十分な理由がある場合に限る。

4 契約の対象である著作物が出版の進行に伴って巻又は冊子の形式で作成される場合は、契約には、おおよその数であっても、関連する巻と冊子の数及び各巻と冊子のページ数を定めなければならない。別段の取り決めがある場合を除き、実際のページ数は、当初のページ数より10%多い場合も少ない場合もある。

5 著作者が出版者の同意を得ずに前項に定める制限を超えた場合には、著作者は、追加の報酬を受

ける権利を有さず、かつ、出版者は、超過した巻、冊子又はページの出版を拒絶することができる。

6 出版者が前項に規定する権利を行使する場合には、著作者は、その契約を解除し、かつ、出版を行うために支払われた費用及び出版によって得られると期待される利益を出版者に賠償することを選択することができる。著作物の取引が開始された場合は、賠償金の算定において、その結果が考慮されなければならない。

(完全な著作物)

第83条 著作者は1又は2以上の出版者との間で各著作物を独立して出版する契約を締結した後も、他の出版者との間で当該著作物を完全に出版する契約を締結する権利を有する。

2 別段の取り決めがある場合を除き、著作物の完全な出版に関する契約の締結は、完全な出版に含まれる如何なる著作物も独立して出版することを出版者が許諾されることを招くものではなく、また、前述の如何なる著作物についても独立した出版契約を締結する著作者の権利に影響を及ぼすものでもない。

3 著作者は、前二項に規定する権利の何れかを行使する場合には、締結された契約が関係出版者に対して確保した利益を維持しなければならない。

(参考著作物又は教育著作物)

第84条 辞書、百科事典又は教育著作物の出版者は、著作者の死後、注記、付録、各ページの脚注又は文書の軽微な修正により、当該著作物を更新し又は補足することができる。

2 前項にいう更新又は修正された著作物の文書に署名が付されている場合又は学術的内容を有する場合には、当該更新又は修正は、適切に表示しなければならない。

(複製物の値引き又は量り売り)

第85条 関係出版物が双方の合意した期間内に品切れにならない場合、又は合意がない場合に著作物の出版時から10年以内に品切れにならない場合には、出版者は、残存する複製物を値引き若しくは量り売りし、又は廃棄する権利を有する。

2 著作者は、前項にいう複製物を優先的に取得する権利を有する。

3 出版者は、前項の規定の効力を生じさせるため、受領書付書留郵便により、販売の意図、価格その他の契約上の条件を著作者に通知しなければならない。

4 著作者は、出版者から通知を受けた後、澳門（マカオ）特別行政区又は澳門（マカオ）特別行政区外に居住していることを条件として、それぞれ8日又は30日の期間内にその権利を行使することができる。ただし、著作者がより長い期間を与えられた場合は、この限りでない。

(著作者の死亡又は事実上の無能力)

第86条 著作者が著作物の相当な部分を出版者に引き渡した後に死亡し、又は著作物を完成させる能力がない場合には、著作者の承継者又はもしあればその代理人は、契約を解除し、関係する損失及び損害について出版者に賠償する。

2 著作者の承継者又は代理人が、著作者が死亡し又は無能力者となった後2月以内に、前項により与えられた権利を行使しない場合には、出版者は、当該契約の解除又は当該契約のうち出版者に交付された部分が履行されたとみなすことの何れかを選択することができ、後者を選択した場合は、当該著作者の承継者又は代理人に相応の報酬を支払うものとする。

3 著作者が完全な著作物のみを出版することができる旨の意思を示した場合には、契約は解除され、かつ、不完全な著作物は如何なる場合にも出版されないものとし、著作者に支払われた金額は出版者に返還されなければならない。

- 4 不完全な著作物は、著作者の書面による同意を得る場合に限り、他人が完成させることができる。
- 5 前項の規定に基づき他人により完成された著作物は、元の部分及び新たに追加された部分並びにそれぞれの著作者の身分を明確に表示する場合に限り、出版することができる。

(出版者の地位の移転)

第87条 出版者は、著作者の同意を得ずに、無償又は有償の方法により、出版契約から生ずる権利及び義務を第三者に移転してはならない。ただし、移転が商業的な場所の権利譲渡に起因する場合は、この限りでない。

2 関係する権利譲渡が著作者に相当な損失をもたらす場合には、著作者は権利譲渡を知った後3月以内に出版契約を解除する権利を有し、出版者は関係する損失及び損害について賠償を受ける権利を有する。

3 出版者が出版契約に基づく権利を会社の資本に対する出資に加えた場合には、出版契約に基づく権利は移転したものとみなす。

4 出版契約に基づく権利が出版社の株主に裁定されるように、出版社が司法的又は司法的でない方法で清算された場合は、出版契約に基づく権利は移転したものとみなされない。

(出版者の破産)

第88条 出版者の破産手続において、出版者の倉庫に保管されている出版物の複製物を、その資産を現金化するために低価格で全部又は大量に売却する必要がある場合には、破産管財人は、著作者が自己の利益を守るために適当と認める措置を取ることができるよう、少なくとも20日前に著作者にその旨を通知しなければならない。

2 著作者は、競売にかけられた複製物を競売にかけられたときの入札価格の最高額に相当する金額で取得する優先権を有する。

(契約の解除)

第89条 別段の規定がある場合を除き、次の各号に掲げる場合は、次の各号に掲げる者により、出版契約を解除することができる。

a) 第75条の規定に基づいて定められた期間内に出版者が出版を完了しなかった場合には、著作者は、これを解除する

b) 不可抗力の結果として出版の完了が6月を超えて遅延された場合は、何れかの当事者がこれを解除する

c) 出版者が禁治産の宣告を受けた場合は、著作者が、これを解除する

d) 単独出資の出版者が死亡し、かつ、その承継者のうち1以上の者が当該場所の事業を継続して行っていない場合には、著作者は、これを解除する。

e) 著作者が合意された期間内に原作を交付しなかった場合は、出版者がこれを解除する

f) 一方の当事者が契約の条件を著しく遵守していないこと、又は直接又は適用候補となる法令の規定を著しく遵守していないことを確認した場合は、他方の当事者がこれを解除する

2 契約の解除は、責に帰すことができる一方の当事者がなお関連する損失及び損害について負うべき責任について、影響を構成しない。

第二節 舞台上の実演、朗読及び演奏

(舞台上の実演)

第90条 舞台上の実演とは、演劇的創作、歌曲、舞踊、音楽その他適当な方法を単独又は混合して使

用することにより、観衆の前で演劇著作物、演劇音楽著作物、舞踊著作物、パントマイム著作物その他これに類する性質を有する著作物を演出することをいう。

(許諾)

第91条 保護を受ける著作物を舞台上で実演する場合は、入場制限又は営利目的でない場合であっても、著作者の許諾を得るものとする。ただし、第60条の規定の適用を妨げるものではない。

2 実演権の付与は有償であると推定する。ただし、アマチュア愛好家に与える実演権は除く。

(撮影、送信及び複製)

第92条 ラジオ放送により著作物の舞台上の実演の全部若しくは一部を送信し若しくは撮影し、又は関連する一定の実演を複製し若しくは展示する場合は、著作者の許諾を得るものとし、かつ、他の必要な許諾の取得に影響を与えないものとする。

(著作者の許諾の証明)

第93条 公有財産の範囲に含まれない著作物に関する実演が行政免許又は行政許可の取得を必要とする場合は、著作者が当該実演に同意したことを証明することができる書類を権限ある当局に提出し、当該免許又は許可を取得するものとする。

(舞台上の実演契約)

第94条 舞台上の実演契約とは、著作者が引受人に著作物を公開して舞台上の実演を行うよう促すことを許諾する契約をいい、引受人はこれにより双方が合意した条件に基づき当該舞台実演を行う義務を負う。

2 舞台上の実演契約は書面により行わなければならない。

3 舞台上の実演契約には著作物の実演を許諾する条件、特に期間、場所、著作者の報酬及び報酬の支払い方法を正確に定めなければならない。

4 別段の合意がある場合を除き、舞台上の実演契約の締結は、著作物を実演により直接伝播する排他権を引受人に与えるものではなく、著作者が著作物を出版し、又はその他の方法により著作物を印刷若しくは複製することを禁止するものではない。著作物が公表又は出版されたことがない場合であっても、例外ではない。

(著作権)

第95条 著作者は、舞台上の実演に関する契約の締結により次の各号に掲げる権利を取得する。ただし、別段の定めがある場合はこの限りでない。

a) 他方が同意するか否かにかかわらず、著作者が必要と認める修正を著作物に導入することができる。ただし、当該修正が著作物の全体構成に影響を及ぼさず、著作物の演劇性又は実演性を低下させることなく、かつ、リハーサルや実演の手配に影響を及ぼさないことを条件とする。

b) 配役について相談される

c) リハーサルに出席し、かつ、表現及び舞台上の実演について必要な指導を行う

d) 著作物の芸術指導協力者の選定について相談される

e) 実演のリハーサルが十分でないと認める場合は、著作物の実演に異議申立てをすることができる。ただし、著作者は、著作物の実演に異議申立てをする権利を濫用して実演を不当に遅らせてはならない。このような濫用を行い、実演を遅らせる場合は、当該実演は適法であるとみなされ、かつ、著作者は、関係する損失及び損害について責任を負うものとする。

f) 自ら又はその代理人を通じて実演を監察する。そのため、著作者自身又はその代理人を問わず、実演の場所に自由に出入りすることができる

2 特定の俳優又は実演者が著作物の実演を担当することが契約の中で合意されている場合は、各当事者の同意を得て、俳優又は実演者を変更することができる。

(引受人の義務)

第96条 引受人は契約の締結に基づき、合意した期間内に著作物を上演しなければならない。取り決めがない場合には、引受人は契約の締結時から1年以内に著作物を上演しなければならない。ただし、演劇音楽著作物の場合は、上述の期間を2年に延長する。

2 引受人は、適切な技術的条件のもとで実演が実施されることを確保するために必要なリハーサルを行い、そのような場合には、その実演が成功するよう最善を尽くさなければならない。

3 引受人は、提供された文書において、著作者の同意を得た場合を除き、如何なる変更もしてはならない。

4 引受人は、可能な限り関係する場所に番組表を掲示しなければならない。番組表には、著作物の名称及び著作者の身分を自明な方法で記載しなければならない。また、他の宣伝手段にも記載しなければならない。

(未公表著作物の実演)

第97条 公表も出版もされていない著作物の場合は、その著作物を初実演前に公開してはならない。ただし、一般的慣習により宣伝目的で公開されている場合は、この限りでない。

(実演手配上の詐欺又は実演制作上の詐欺)

第98条 実演される演目が関係する著作者との間の合意に基づいて決定されたものである場合において、公示されていない著作物が詐欺により演目内に配置されたとき、又は演目内に属する著作物が詐欺により演目内に配置されなかったときには、関係著作者は損害賠償を受ける権利を有するものとし、また、その他の場合にも責任を追求することができる。

2 芸術従事者が公衆の再三の請求により演目の内容に属さない著作物を演じた場合は、引受人に一切の責任又は負担を負わせない。

(報酬)

第99条 著作者が実演権の付与により受領する報酬は、一定の総額、実演ごとに収入のパーセンテージで算出した金額、実演ごとに受領する特定の金額、又はこれに基づいて定められた給付であって、複数の報酬の支払い方法を組み合わせた給付とすることができる。

2 報酬が各実演の収入に基づいて決定される場合は、当該実演が実施された後10日以内に支払わなければならない。ただし、別段の合意がある場合は、この限りでない。

3 報酬とは、各実演の収入に応じて定められたものであり、著作者は自ら又はその代理人を通じて各実演の収入を監査する権利を有する。

(立証責任)

第100条 引受人は、起訴された場合には、著作者の許諾を取得して関連の実演を行うことを証明する責任がある。

(引受人の権利の移転)

第101条 著作者の同意を得ない限り、引受人は舞台上の実演に関する契約から生じた権利を移転してはならない。

(契約の解除)

第102条 舞台上の実演に関する契約は、次の各号に掲げる場合に、次の各号に掲げる者により解除されることができる。

- a) 第89条第1項のc号、d号及びf号に該当する場合は、適当な協力を得て対応する規定に基づいて処理する
 - b) 入場者が明らかかつ継続的に不足している場合は、引受人が解除する
 - c) 著作者の報酬は、実演の結果に基づいて決定されるものであり、その結果を隠すために引受人が何らかの詐欺的手段を用いた場合は、著作者がこれを解除する
- 2 契約の解除は、責に帰すことができる一方の当事者がなお関連する損失及び損害について負うべき責任については、影響を構成しない。

(朗読及び演奏)

第103条 文学的著作物の朗読、及び音楽又は文学的音楽著作物を、楽器又は楽器に歌手を添える方法で演奏することは、舞台上の実演と同一である。

- 2 舞台上の実演契約に関する規定は、著作物の性質及び使用の性質に抵触しない限り、朗読又は演奏のために締結される契約に適用する。
- 3 朗読又は演奏の実演に係る番組表のコピーがある場合には、引受人は、そのコピーを著作者又はその代理人に交付しなければならない。
- 4 第95条の規定は、朗読及び演奏については、適用しない。

第三節 視聴覚著作物

第一分節 範囲、帰属及び制度

(範囲)

第104条 視聴覚著作物とは、映画著作物及び映画の撮影に類した方法により表現された著作物をいい、後者は、特にテレビ著作物及び録画著作物をいう。

(著作者の身分)

第105条 次に掲げる者を視聴覚著作物の著作者とみなす。

- a) 監督
- b) 脚本又は音楽の著作者。脚本又は音楽が視聴覚制作のために創作された場合。
- c) 翻案の著作者。明らかに視聴覚制作の目的で創作されたものではない著作物を、視聴覚制作のための著作物に翻案した場合。

(失効)

第106条 視聴覚著作物の著作権は、著作物が公表された後満50年で失効する。

(公開上演)

第107条 第96条第4項及び必要な協力を得た朗読及び演奏に関する制度は、視聴覚著作物の公開上演に適用する。

(補足制度)

第108条 次の分節における映画著作物に関する規定は、必要な協力を得て、一般的な視聴覚著作物に適用する。

第二分節 映画著作物**(保護を受ける著作物の使用)**

第109条 保護を受ける著作物の映画製作における使用は、関係する作者の許諾を得なければならない。

(許諾)

第110条 映画著作物の作者が映画を製作するために与える許諾は、製作条件及び著作物の発行及び上映の条件を明示していなければならない。

2 製作者は、映画の製作の許諾を得た後、その著作物を上映の目的で固定し、製作に必要な明確な複製及び記録を作成する権利を有する。

3 別段の明確な合意がある場合を除き、前項に規定する許諾は、合意された報酬の支払いに影響を及ぼすことなく、映画の公開及び公民館での上映の許諾並びに上映の許諾を伴う方法で映画を運営することにもつながる。

4 他の形式、有線若しくはラジオ放送、特に音声若しくは映像のラジオ放送又はケーブル若しくは衛星伝送による映画著作物の公衆への伝達は、映画著作物の作者の特別の許諾を得なければならない。この特別の許諾は、映画著作物を録画著作物として複製し、取扱い又は上映することについても取得するものとする。

5 ラジオ放送事業者は、自らが製作した映画著作物の全部又は一部を、自らの伝送チャンネルを通じて、作者の許諾を得ずに公に伝達する権利を有する。

(排他権)

第111条 別段の合意がある場合を除き、作者が著作物を映画化することを他人に許諾することは、著作物が映画の表現方法のために特に作成されたものであるか又はその表現方法のために翻案されたものであるかを問わず、排他権の付与を構成する。

2 当事者間で合意がない場合には、映画製作のために与えられる排他権は、契約の締結後満25年を経過したときに消滅する。

3 前項の規定は、映画著作物を取り扱う者が当該映画著作物を継続して上映し、複製及び発行の権利を取得することについては、影響を及ぼさない。

(著作物の取扱)

第112条 作者が明示的又は黙示的に映画著作物の上映を許諾した場合には、製作者は、当該映画著作物を取り扱う権利を有する。ただし、第110条第4項の規定の適用を妨げるものではない。

2 作者は、裁判所の確定判決を受けるまでは、作者人格権違反を理由として、映画著作物全体の取扱を妨げてはならない。

(製作者)

第113条 映画著作物の製作を手配し、かつ、映画の製作に必要な資源及び条件を確保する責任を負い、かつ、技術的及び財務的責任を負う引受人は、製作者とみなす。

2 製作者の身分は、映画フィルムに明記しなければならない。

3 取扱期間内において、著作権の権利者が映画著作物に対する権利を維持するために他の方法を用いていない場合には、製作者は著作権の権利者の代理人とみなされるため、当該権利者に関連の委任をどのように履行するかについて報告書を提出しなければならない。

4 著作者と契約を締結している製作者は、製作者と著作者との間に別段の取決めがある場合を除き、映画著作物の製作及び取扱を確保するために他の製作者と協力することができる。

5 製作者はまた、著作者との契約の結果として生じる権利及び義務の全部又は一部をいつでも第三者に移転することができる。ただし、製作者は、第三者による契約の履行に関し、著作者に対して責任を負わなければならない。

(契約の履行期間)

第114条 製作者は、映画著作物の文字部分及び音楽部分が交付された日から3年以内に映画著作物の製作を完了しない場合、又は製作を完了した時から3年以内に完成した著作物を上映しない場合は、契約を解除する権利を有する。

2 映画著作物は、監督及び製作者が合意により確定版を定めた後、完成したものとみなされる。

(著作者の身分及び翻案された著作物の識別情報)

第115条 映画著作物を上映する場合は、当該映画著作物における各著作者の氏名及び当該映画著作物に対する各著作者の貢献を記載しなければならない。

2 映画著作物が既存の著作物を翻案したものである場合は、翻案された著作物の名称及び関係する著作者の身分についても言及しなければならない。

(変更)

第116条 映画著作物の翻訳、吹き替え又は何らかの変更は、著作者の書面による許諾を得なければならない。

2 澳門（マカオ）特別行政区において映画の上映又は発行を許諾することは、映画を澳門（マカオ）特別行政区の何れかの公用語に翻訳したこと、及び当該言語の字幕を付したこと、又は澳門（マカオ）特別行政区の何れかの公用語に翻訳したこと、及び当該言語の音声を付したことを許諾することにつながる。

3 当事者は、前項の規定とは異なる合意をすることができる。ただし、法律が翻訳され又は吹き替えられた著作物の上映のみを許諾する場合は、この限りでない。

(個別使用と個別複製)

第117条 映画著作物の文字部分及び音楽部分の著作者は、それぞれの方法により、映画著作物全体の取扱に影響を及ぼさない限り、当該部分を分割して複製すること及び使用することができる。

(報酬)

第118条 映画著作物の著作者に対する報酬は、一定の総額、上映された著作物の収入のパーセンテージで算出された金額、上映ごとに徴収される特定の金額、又は製作者と合意したその他の方法に基づいて決定される報酬とすることができる。

(校正刷り、原本及びコピー)

第119条 製作者は次の各号に掲げる事項を履行しなければならない。

a) 映画著作物の原本を適切に保存し、如何なる場合にも原本を破壊してはならない

- b) 関連する要求事項に基づき、映画著作物のコピー又は校正刷りを確実に作成する
- 2 製作者と著作者との間で別段の合意がない限り、製作者は、コピーの需要不足を主張した場合であっても、製作したコピーの価格を値下げして販売してはならない。
- 3 出版契約に関する第88条の規定は、必要な協力を得て、製作者が破産した場合に適用する。

(補足制度)

第120条 出版契約に関する規定は、必要な協力を得て映画製作契約に適用する。

第四節 録音物及び録画物の固定及び出版

(録音物又は録画物の固定及び出版契約)

第121条 録音物又は録画物の固定及び出版契約とは、著作者が保護を受ける著作物の音声又は映像を固定し、及び複製し、かつ固定され著作物の複製物を販売することを他人に許諾する契約をいう。

(公演、ラジオ放送及び伝送)

第122条 録音物又は録画物の固定及び出版に関する契約の締結は、当該固定された著作物の公演の許諾、又は当該著作物の音声若しくは映像のラジオ放送若しくは伝送の許諾を構成するものではなく、かつ、著作者が当該使用を他人に許諾することを禁止するものではない。

(固定された著作物の複製物の使用)

第123条 固定された著作物の複製物を取得しても、取得者は、如何なる公演又は伝送のために当該複製物を使用する権利を有さず、当該複製物を複製し又は公衆に商業的賃貸借を提供する権利も有さない。

(著作物及び著作者の識別情報)

第124条 公衆に配布された固定された著作物の複製物には、著作物及び著作者の識別情報を記載しなければならない。

(固定された音楽著作物)

第125条 著作者の異議がない場合に商業的に音声固定の対象として使用された音楽著作物及び関連する文書は、著作者の同意を得ずに、それぞれ再び固定され、かつ出版されることができる。

2 前項の規定に基づいて著作物が再び固定され、かつ出版された場合には、その著作者は、衡平の原則により定められた報酬を受領する権利を有する。

3 著作者は、第1項にいう固定において、その技術的資質が著作物の適切な伝達を妨げる場合には、当該取扱を終了することができる。

(変更)

第126条 固定、伝送、公演又は上演の目的で、機械的、録音又は録画により、著作物の翻案、整理その他の変更を行う者は、著作者の許諾を得なければならない、その許諾は、当該変更が1又は2以上の目的を達成することを意図していることを記載しなければならない。

(範囲)

第127条 本節の規定は、既存又は将来発明された録音又は録画に類した方法により保護を受ける著作物の複製に適用する。

(補足制度)

第128条 出版契約に関する規定は、必要な協力を得て、録音物又は録画物の固定及び出版契約に追加して適用する。

第五節 保護を受ける著作物のラジオ放送及びラジオ放送による著作物の公開伝達

第一分節 保護を受ける著作物のラジオ放送

(ラジオ放送の許諾)

第129条 保護を受ける著作物のラジオ放送は、作者の許諾を得なければならない。

(固定された著作物のラジオ放送)

第130条 作者の許諾を得て商業目的に基づいて著作物が固定され、かつ、その許諾が著作物をラジオ放送により放送し又は伝達することについて規定されている場合には、作者は、ラジオ放送を行うたびに作者の特別な同意を得る必要はない。ただし、作者は衡平の原則に基づいて決定される報酬を受ける権利を有する。

(技術的前提条件)

第131条 ラジオ放送を送信すべき地方の所有者、関係引受人及びラジオ放送に関与する者は、他人が伝送の能力を確保するために必要な機材を設置し、かつ、伝送の能力を確保するために必要な技術試験を行うことを許可しなければならない。

(制限)

第132条 単にラジオ放送の実施を許諾しても、それが固定的な実施を許諾することにはならない。

- 2 ラジオ放送事業者は、放送局の専用のために、中継する著作物を固定することができる。
- 3 前項に規定する固定した著作物は、作者に報酬を与えることを条件として、3月の期間内に破壊し、かつ、当該期間内に3回を超えて伝送してはならない。
- 4 特別な記録価値を有する固定された著作物については、これを公式の公文書室に保管することができ、又は公式の公文書室がない場合は、澳門（マカオ）特別行政区のラジオ放送事業者の公文書室に保管することができる。第1項及び第2項の規定による影響は受けないが、関係する保管は著作権に影響を及ぼさない。

(許諾の対象範囲)

第133条 著作物のラジオ放送を行うために付与される許諾は、当該許諾を受けた事業者の放送局が当該著作物について行うラジオ生放送又はラジオ中継のすべてを含む。ただし、作者は、その毎回の伝送について支払うべき報酬を受けるものとする。

- 2 純粋に時間又は技術上の理由により同一の放送チャンネルに接続し又は同一の事業体に属する複数の澳門（マカオ）特別行政区の放送局が異なる時間帯に行ったラジオ放送は、再放送とはみなさない。
- 3 ラジオ放送を行うために付与される単なる許諾は、ケーブル又は衛星を通じた伝送を含まない。

このような伝送については、特別の許諾を受けなければならない。

(ラジオ放送による著作物の著作者の身分)

第134条 ラジオ放送においては、放送される著作物の著作者の身分及び著作物の名称を併せて表示しなければならない。ただし、伝送の状況及び伝送の必要性に基づき、一般的慣習により当該著作者の身分及び著作物の名称を表示する必要がない場合は、この限りでない。

(補足制度)

第135条 舞台上の実演契約に関する規定は、必要な協力を得て、ラジオ放送及び電波、音声又は映像を伝達するために使用される方法による放送に追加して適用する。

第二分節 ラジオ放送による著作物の公開伝達

(受信の自由)

第136条 ラジオ放送による著作物の単なる受信は、公共の場で行われたとしても、著作者の許諾を必要とせず、著作者が報酬を受ける権利を有することにはならない。

(衡平の原則に基づいて決められた報酬)

第137条 ラジオ放送による著作物をスピーカーその他の信号、音声又は映像の伝達と同様の方法で公に伝達することによる実演は、著作者の許諾を必要としない。ただし、著作者は公平の原則に基づいて定められた報酬を受ける権利を有するものとする。

(補足制度)

第138条 第131条の規定並びに朗読及び演奏に適用される制度は、必要な協力を得て、ラジオ放送による著作物の公開伝達について追加して適用する。

第六節 造形芸術、版画芸術及び実用芸術の著作物

(建築著作物又は設計著作物の著作者)

第139条 建築著作物又は設計著作物の全体的な構想及び設計図を創作した者は、建築著作物又は設計著作物の著作者とみなされる。

(複製)

第140条 造形芸術、版画芸術及び実用芸術の著作物を複製する場合は、著作者の許諾を得なければならない。

2 出版契約に関する規定は、必要な協力を得て、前項にいう著作物の複製及び販売に適用される。

3 同一の設計図に基づき建築著作物を再度建築する場合も、著作者の許諾を得るものとする。

(著作物の識別情報)

第141条 複製の許諾は、複製された著作物の識別情報を、特に著作物の概略説明、略図、図面又は写真を通じて完全に表示しなければならない。

2 著作者がそのうちの1点の複製物について審査及び承認を行わない限り、複製物を販売してはならない。

(著作者の身分)

第142条 複製された著作物の各複製物に著作者の身分を明記しなければならない。

2 建築著作物の場合は、各研究書及び設計図の写しのみならず、建築現場及び完成した建築物にも、著作者の身分を明確に表示するものとする。

(使用する模本及び道具)

第143条 模本となる物品及び複製の元となるその他のデータを必要としないことが明らかになった場合は、当該物品及びデータを直ちに著作者に返還しなければならない。

2 別段の合意がなく、かつ、著作者が著作物を複製するために特別に作成された道具を取得する意志がない場合は、当該道具を破壊し又はその効果を失わせなければならない。

(設計図の実施)

第144条 建築著作物又は建築著作物に結合された造形著作物の著作者は、次の二項の規定の適用を妨げることなく、関係する設計図に忠実に建設及び実施することを確保するために、すべての段階及び細部において建設及び実施を監督する権利を有する。

2 他人の設計図に基づいて建設又は実施する事業の注文者は、建設若しくは実施の段階において又は完成した後においても、当該著作物に意図した変更を自由に導入することができる。ただし、事前に設計図の著作者の意見を聴取しなければならない。そうでない場合には、当該注文者は当該損失及び損害について賠償しなければならない。

3 著作物の注文者と設計図の著作者との間に合意がない場合には、設計図の著作者は変更された著作物の著作者であることを認めることを拒絶することができ、著作物の所有者は、その後、自己の利益のために、元の設計図の著作者の氏名を引用することはできない。

(芸術著作物の展示)

第145条 著作者のみがその芸術著作物を公に展示し、又は他人にその芸術著作物を公に展示することを許諾することができる。

2 芸術著作物の複製物の譲渡は、当該著作物の著作権の移転を招かない。ただし、書面による別段の合意がある場合を除き、当該複製物を公に展示する権利を取得者に与えることを条件とする。

(展示物に対する責任)

第146条 芸術著作物の展示を行う事業体は、展示物の完全性に責任を負うものとし、かつ、火災、窃盗、強盗及び当該事業体が輸送の責任を負う場合の輸送の危険、及びその他の破壊又は破損の危険に対して、展示物に保険をかけなければならない。

2 展示会を開催する事業体は、展示物の返還に係る期間が満了するまで、展示物を適切に保管しなければならない。かつ、展示会の終了前に展示場から展示物を撤去してはならない。

(賃借権の除外)

第146条のA 建築著作物及び実用芸術品については、賃借の排他権を設けない。

(保護の拡張)

第147条 本節にいう規定は、舞台の模型、衣装の図案、タペストリーの略図、陶磁器絵画の模型、タイル、ステンドグラス、寄木の床、塀のレリーフ、宣伝用ポスター及び宣伝ビラ、書物の表紙、並びに書物に存在する版画の創作にも適用する。ただし、これらの著作物が芸術的創作に該当する

場合に限る。

(失効)

第148条 実用芸術著作物の著作権は、著作物が完成した後満25年を経過したときに失効する。

第七節 撮影著作物

(保護の定義)

第149条 写真は、その選択する被写体又は撮影方法により著作者の個人の芸術創作とみなされる場合は、著作権法の保護を受ける。

2 単に記録価値を有する写真、特に文字による著作物、文書、商業文書、技術図面及び類似の物品の写真は、保護を受けない。

3 映画フィルムのコマは写真とみなす。

(他権利)

第150条 撮影著作物の著作権は、肖像の展示、複製及び取引に使用することに関する規定に影響を及ぼさず、かつ、撮影著作物の著作権にも影響を及ぼさない。

(委託により作成された肖像写真)

第151条 著作者の許可なしにかかわらず、肖像者又はその承継者は、別段の合意がある場合を除き、他人に作成を委託した肖像写真を複製し又は複製を要求することができる。

2 前項の規定による肖像の複製であって、当該肖像者又はその承継者は、商業的性質を有する場合には、著作者に報酬を与えるものとする。

(定期刊行物に掲載される写真)

第152条 新聞、雑誌その他の定期刊行物に掲載された写真は、著作者の同意を得ることなく複製することができる。ただし、時事的な人物若しくは出来事に関するものであるか、又は一般的な利害関係にある理由に基づくものであって、かつ、当該写真を同種の他の刊行物に掲載することを目的とするものである場合は、これを複製することができる。ただし、著作者が報酬を受ける権利は影響を受けない。

(ネガフィルムの譲渡)

第153条 著作者が撮影著作物のネガフィルムを譲渡すると、当該著作物について所有する著作物の財産権の移転を招く。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。

(強制的標章)

第154条 著作者がその身分又は著作物を作成した日付を写真に付した場合には、関係する標章は、当該写真に基づいて作成された複製物にも付さなければならない。

2 造形芸術著作物の写真には、関係する撮影著作物の著作者の身分を明記しなければならない。

(失効)

第155条 (廃止)。

(拡張)

第156条 本節の規定は、撮影に類する方法により作成された著作物に適用する。

第八節 翻訳及びその他の二次的著作物

(著作者の許諾)

第157条 保護を受ける著作物については、その著作者のみが翻訳を行うことができ、又は他人に翻訳を行うことを許諾することができる。

2 前項にいう許諾は、書面により行うものとし、かつ、当該許諾は、別段の定めがある場合を除き、翻訳の排他権の付与につながらないものとする。

3 許諾の受益者は、翻訳の対象である著作物の本来の意味を尊重しなければならない。

4 著作物の翻訳の目的に要求される範囲内で、原作の意味を曲解することのない変更を原作に施すことができる。

(翻訳者に対する追加の補償)

第158条 出版者、引受人、製作者又はその他の事業者が合意され又はこの法令に定める制限を超えて翻訳文を使用する場合には、翻訳者は追加の補償を受ける権利を有する。

(翻訳者の身分)

第159条 翻訳者の身分は、可能な限り、翻訳された著作物の複製物及び劇場の掲示、ラジオ放送及びテレビ放送に伴う情報の伝達、並びに映画の芸術従事者の名簿及び宣伝物に表示しなければならない。

(翻訳本の出版)

第160条 第73条第3項の規定の場合を除き、本章第一節に規定する出版に関する規則は、必要な協力を得て、翻訳本の出版に適用する。ただし、翻訳の許諾が出版者又は翻訳者によって取得されたか否かを問わない。

2 出版者は、翻訳者に対し、翻訳された著作物への忠実性を確保するために必要な変更を行うよう要求することができ、かつ、翻訳された著作物が特定のレイアウト要件を必要とする場合は、翻訳者に対し、それに応じた変更を行うよう要求することができる。

3 翻訳者が30日以内に前項にいう変更をしない場合には、出版者は、当該変更を行うことができる。

4 著作物の性質が専門的な技術知識に係る場合には、出版者はまた、翻訳文の校正を他人に依頼することができる。

(拡張)

第161条 本節の規定は、必要な協力を得て、保護を受ける著作物に加えられた変更、特に音楽の手配、編成、演劇の編成及び映画の撮影に適用する。

第九節 新聞及びその他の定期刊行物

(帰属)

第162条 新聞及びその他の定期刊行物は集団著作物と推定され、集団著作物の著作権はこれらの刊行物の所有者に帰属する。

2 新聞及びその他の定期刊行物の著作権は、新聞及び刊行物に含まれる著作物の著作権に対して影響を構成しない。ただし、本節に定めがある場合を除く。

(定期刊行物の名称)

第163条 第4条に規定する要件を満たす新聞その他の定期刊行物が定期的に刊行され、かつ、その名称が関係政令の定めるところに基づいて新聞局に適当に登録されている場合は、これらの新聞その他の定期刊行物の名称に対して保護を与える。

2 前項の規定に基づいて保護された名称は、権利者が関係する出版物の出版を中止した旨を何らかの方法によって宣告してから満1が経過した後、又は当該出版物の出版が実際に中止されてから満3年が経過した後に限り、他の定期刊行物に使用することができる。

(労働契約による著作物)

第164条 労働契約の履行のために作成された新聞著作物が、知的創作者であることを表明する資格をもって公表又は出版された場合には、その著作物の財産権は知的創作者の所有に属すると推定される。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。

2 前項に規定する新聞著作物は、当該新聞又は定期刊行物の著作権を有する者の許諾を得た場合を除き、当該著作物を含む新聞又は定期刊行物が集団著作物として公開された日から3月以内は、独立して出版してはならない。

3 連載された新聞著作物の場合には、前項にいう期間は、連載された新聞著作物の最終号が掲載された出版物の発行日から起算する。

4 別段の合意がある場合を除き、労働契約の履行により作成された新聞著作物が、知的創作者であることを表明する資格をもって出版又は公表されていない場合には、その著作物の財産権は、集団著作物である新聞又は定期刊行物について著作権を有する者に譲渡されたものとみなし、かつ、知的創作者は、当該権利者の許諾を得ずに、当該新聞著作物を独立して出版してはならない。

(独立契約者の著作物)

第165条 別段の合意がある場合を除き、独立契約者により創作され、かつ新聞又は定期刊行物に掲載された著作物については、著作者の身分を表明していない場合であっても、その著作物の財産権は知的創作者に帰属し、かつ知的創作者のみが著作物を独立して複製し、又はそれを同種の刊行物に複製し、又は他人にこれを複製させることができる。

2 当該著作物が掲載された新聞又は定期刊行物の著作権を有する者は、前項の規定の適用を妨げることなく、当該著作物が掲載された各新聞又は定期刊行物を自由に複製することができる。

第十節 コンピュータプログラム

(保護の対象)

第166条 コンピュータプログラムに与えられる保護は、コンピュータプログラムの表現を対象とするものであり、かつ、その保護は、コンピュータプログラムの要素の基礎の何れかにおいて考え及び原則を適用する自由を妨げるものではない。コンピュータプログラムの要素には、ロジック、アルゴリズム、コンピュータプログラムを書く時に使用される言語などを含む。

2 保護の効力のため、初歩的な構想のために使用される関係資料及び対応する記録は、コンピュータプログラムと同一である。

(人格権)

第167条 コンピュータプログラムの著作者人格権には第7条第3項c号にいう権利を含まない。

(帰属)

第168条 企業内で創作されたコンピュータプログラムは集団著作物であると推定される。

2 コンピュータプログラムが他人の意図により創作され又は委託を受けて創作された場合には、当該コンピュータプログラムの著作権は、別段の明確な合意がある場合又は契約の目的から相反する結論が得られる場合を除き、当該他人又は委託者に譲渡されたものと推定され、かつ第12条第4項の規定の適用を妨げない。

3 コンピュータプログラムが委託を受けて又は他人の意図により創作されたものである場合には、如何なる場合においても、委託者又は当該他人は、別段の明確な合意がある場合を除き、当該プログラムを修正する権利を有する。

(コンピュータプログラムに関する自由行為)

第169条 コンピュータプログラムが契約の主要な対象でない場合において、公衆に関連する商業的賃借を提供するには、著作者の許諾を必要としない。

2 コンピュータプログラムの複製物を合法的に取得した者は、関係する著作者の許諾を得ることなく、次の各号に掲げる目的のために必要な複製、翻訳又は翻案を当該コンピュータプログラムに施すことができる。

- a) コンピュータプログラムを当該プログラムの作成と同一の目的に使用する
 - b) コンピュータプログラムのバックアップ又は支援のための複製物を作成する
 - c) コンピュータプログラムのバグを修正する
 - d) コンピュータプログラムの動作を観察し、研究し又はテストする
 - e) その他のオリジナルプログラムを創作するために必要であり、かつ公衆が容易に見つけることができな情報を取得し、当該オリジナルプログラムと最初のオリジナルプログラムとが共存し、かつ、相互に操作することができる
- 3 契約の規定は、前二項の規定を排除してはならず、かつ、前二項の規定は、第60条から第62条までの適用を妨げない。

第三編 著作隣接権

第一章 通則

(範囲)

第170条 実演又は公演を行う芸術従事者、録音物及び録画物の製作者、ラジオ放送事業者及び実演の引受人は、本編の規定に基づき保護を受ける。

(定義)

第170条のA 本編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- a) 「演出又は公演を行う芸術従事者」略して「芸術従事者」とは、俳優、歌手、音楽家、舞踊家その他文学、芸術又は民間芸術の著作物を実演し、歌唱し、朗詠し、朗読し、演出し、又はあらゆる方法で公演する者をいう。
- b) 「固定」とは、音声、動画像、音声及び動画像又はその表現物を、技術的方法によって、音声、動画像及びその表現物を感じ、複製し、又は伝達することができるように、あらゆる形式の媒体に載せる行為をいう。
- c) 「録音物」とは、映画著作物又はその他の視聴覚著作物に含まれる音声を固定したものを除き、音楽著作物の演奏音、その他の音又は当該音の表現物を固定した物をいう。
- d) 「録音物の製作者」とは、自然人又は法人であって、演奏された音、その他の音又はある音の表現物を最初に固定する責任を自発的に負う者をいう。

- e) 「録画物」とは、音声又は無音の動画又はそのような影像の表現物が固定された物をいい、視聴覚著作物を固定した場合を含む。
- f) 「録画物の製作者」とは、自然人又は法人であって、連続する音声又は無音の動画又はこれらの影像の表現物を最初に固定する責任を負う者をいう。
- g) 「ラジオ放送」とは、ラジオ放送事業者により又はその同意を得てデコード手段が公衆に提供されることを条件として、音声、映像及び音声、映像と音声の表現物を公衆の受信のために無線の技術、特に電波又は衛星により伝達することをいい、暗号信号の伝送を含む。
- h) 「ラジオ放送事業者」とは、ラジオにより音声又は映像を伝達する自然人又は法人をいう。
- i) 「固定された実演、録音物又は録画物の出版」とは、権利者の同意を得て、固定された実演、録音物又は録画物の合理的な数の複製物を公衆に提供することをいう。
- j) 「実演、録音物又は録画物の公衆への伝達」とは、ラジオ放送による伝達を行うものを除き、如何なる媒体によっても、実演の音声又は映像、録音物又は録画物に固定された音声若しくは映像又はその表現物を公衆へ伝達することをいう。
- l) 「ラジオ放送の中継」とは、一方のラジオ放送事業者が他方のラジオ放送事業者の放送を同時に放送することをいう。
- m) 「実演の引受人」とは、特に芸術又はスポーツの実演を行う自然人又は法人であって、任意の性質の実演を行う責任を有する者をいう。
- 2 複製には、デジタル形式の実演、録音物又は録画物を電子媒体に保存することを含む。
- 3 発行権及び公衆に商業的貸借を提供する権利は、有形物の形で市場に流通する複製物にのみ及ぶ。

(使用される著作物に関する権利)

第171条 実演又は公演を行う芸術従事者、録音物又は録画物の製作者、ラジオ放送事業者及び実演の引受人が受ける保護は、これらの者が使用する著作物の著作権に影響を及ぼさない。

(権利の行使)

第172条 著作権の行使方法に関する規定は、その適用可能な部分について、著作隣接権の行使に適用する。

(私的使用及び自由利用)

第173条 本編に規定する関係する権利によって与えられる保護には、次の各号に掲げるものを含まない。

- a) 私的使用
- b) ある公演、録音物又は録画物、ある実演の音声又は映像の要約を情報又は評論に用いる
- c) 非営利のための科学又は教育での利用
- d) 放送目的のためにラジオ放送事業者が行う一時的な固定
- e) 公共団体又は公共事業のフランチャイジーが記録上の特別な必要性又は保存目的に基づいて行う固定又は複製
- f) 著作者の許諾なしに保護された著作物を合法的に使用することができる場合と同等の条件の下で、関係する権利の権利者の許諾なしに、一定の公演、録音物、録画物又はラジオ放送を使用する

(発行権)

第173条のA 第58条の規定は、必要な協力を得て、実演、録音物及び録画物に適用する。

(保護の拡張)

第174条 澳門（マカオ）特別行政区において効力を有する国際条約により保護される芸術従事者、録音物又は録画物の製作者及びラジオ放送事業者は、第177条、第184条及び第190条に規定する保護のほか、当該国際条約の規定により保護される。

2. 実質的な相互保護が存在する場合に限り、関係する国際条約の規定に基づく前項にいう保護を付与するものとする。ただし、関係する条約が実質的な相互保護の要件を排除している場合は、この限りでない。

(許諾に関する推定)

第175条 使用を希望する者が、適切に確認された措置を講じているにもかかわらず、当該権利を有する者に接触しない場合、澳門（マカオ）特別行政区に居住する権利者が8日以内に応答しない場合、又は、澳門（マカオ）特別行政区外に居住する権利者が20日以内に応答しない場合には、権利者は、当該使用による報酬を受ける権利に影響を及ぼさないことを条件として、当該使用を行うことを許諾したものと推定される。

第二章 演出又は公演を行う芸術従事者

(定義)

第176条（廃止）。

(付与された保護の条件)

第177条 この章において芸術従事者に与えられる保護は、次の各号に掲げる何れかの事由に該当することを条件とする。

- a) 芸術従事者が澳門（マカオ）特別行政区の住民である。
- b) 公演が澳門（マカオ）特別行政区で行われる。
- c) 公演が録音物又は録画物上に固定されているか、又は固定されていない公演がラジオ放送に含まれる内容であり、かつ、当該録音物、録画物又はラジオ放送がこの法規により保護されるものである。

(芸術従事者の財産権)

第178条 芸術従事者の許可を得て、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- a) 芸術従事者の固定されていない公演をラジオ放送し、又は公に伝達する。ただし、ラジオ放送されたことのある公演を除く。
- b) 芸術従事者の公演を固定する。
- c) 芸術従事者が録音物又は録画物に固定されている公演をあらゆる方法によって複製する。
- d) 芸術従事者が録音物又は録画物に固定されている公演を販売その他の所有権移転の方法により、公開発行する。
- e) 芸術従事者が録音物又は録画物上に固定されている公演の商業的賃借を公衆に提供する。
- f) 芸術従事者が録音物又は録画物上に固定されている公演を、有線又は無線により、公衆に提供し、公衆が個々に場所及び時間を選択して当該公演を得ることができるようにする。

(ラジオ放送の許諾)

第179条 ある公演のラジオ放送を許諾することは、別段の合意がある場合を除き、次に掲げる事項を許諾することになる。

- a) 当該公演を固定する。
 - b) 前号の規定に基づいて固定された公演についてラジオ放送又は複製を行う。
 - c) 許諾を取得していないラジオ放送事業者が、a号の規定に基づいて固定された公演についてラジオ放送を行う。
- 2 ただし、芸術従事者は、元の契約に含まれていない次の各号に掲げる活動を行う場合には、追加の報酬を受ける権利を有する。
- a) 許諾されたラジオ放送事業者又はその他の事業者が再放送を行う。
 - b) 中継を行う。
 - c) ラジオ放送の目的に基づいて取得した、固定された公演を取引する。
- 3 ある公演について前項に規定する再放送及び中継を行う場合には、再放送及び中継に関与するすべての芸術従事者は、所定の報酬の20%に相当する報酬を受ける権利を有する。
- 4 第2項c号に規定する取引を行うことにより、すべての芸術従事者は、当該公演に関連して固定されているラジオ放送事業者が取引対象を取得した者から受領する金額の20%に相当する報酬を受ける権利を有することになる。
- 5 芸術従事者は、ラジオ放送事業者と、前各項に規定する条件と異なる条件を取り決めることができる。ただし、前各項に規定する権利を放棄してはならない。

(芸術従事者の人格権)

第180条 芸術従事者は、そのライブ公演又は録音物若しくは録画物に固定された公演について、次の各号に掲げる権利を有する。

- a) 関係する演出者又は公演者であることの確認及び識別。ただし、関係する公演に用いる形式に関する条件又は要件に基づきその身分の確認又は識別を必要としない場合、特に如何なる言語的表現方法にも属さない純粋な音楽的ラジオ放送番組及びこれに類する番組の場合は、この限りでない。
 - b) 自己の名声を損なうようなすべての自己の公演に対する歪曲、毀損その他の変更に反対する。
- 2 前項にいう権利は譲渡してはならない。

(芸術従事者の代理)

第181条 関係する公演において複数の芸術従事者が関与する場合は、合意がない限り、すべての芸術従事者を指導する者が関係する権利を行使する。

- 2 すべての芸術従事者を指導する者がいない場合は、舞台上の実演を指導する者を各俳優の代理人とし、また、オーケストラの指揮者又は合唱団の団長をオーケストラの構成員又は合唱団の構成員の代理人とする。

(失効)

第182条 芸術従事者の権利は、関係する公演が録音物又は録画物に固定された年の最後の日から起算して満50年が経過したときに失効する。

第三章 録音物及び録画物の製作者

(定義)

第183条 (廃止)。

(付与された保護の条件)

第184条 この章において録音物又は録画物の製作者に与えられる保護は、次の各号の何れかの事由に該当することを条件とする。

- a) 製作者が澳門（マカオ）特別行政区の住民であるか、又は製作者の事実上の住所が澳門（マカオ）特別行政区にある。
- b) 音声又は映像の独立又は共同固定を澳門（マカオ）特別行政区において行う。
- c) 録音物又は録画物の最初の出版地が澳門（マカオ）特別行政区であるか、又は当該物が澳門（マカオ）特別行政区及びその他の場所で同時に出版された。同時出版とは、第52条第3項にいう出版をいう。

（製作者の権利）

第185条 製作者の許諾を得て、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- a) その録音物又は録画物をあらゆる方法で直接的又は間接的に複製する。
- b) 自己の録音又は録画製品のオリジナル又は複製物を販売又は所有権移転の方法により公開発行する。
- c) その録音物又は録画物を公衆に商業的賃借を提供する。
- d) 有線又は無線方式により、その録音物又は録画物を公衆に提供し、公衆が個々に場所及び時間を選択して関係する製品を入手することができるようにする。

（準用）

第186条 第27条第2項及び第4項並びに第79条の規定は、適当な協力を得て、製作者に適用され、録音物及び録画物の複製の許諾に適用される。

（製作者の身分）

第187条 製作者又はその代理人の資格は、録音物又は録画物の各複製物又はその包装に記載されていなければならない。

（失効）

第188条 録音物の製作者及び録画物の製作者の権利は、関係する録音物又は録画物が出版された年の最後の日から起算して満50年が経過したときに失効する。

2 関係する録音物又は録画物が出版されていない場合には、前項にいう期間は、関係する音声又は映像が固定された年の最後の日から起算する。

第四章 ラジオ放送事業者

（定義）

第189条 （廃止）。

（付与される保護の条件）

第190条 この章においてラジオ放送事業者に与えられる保護は、次の各号の何れかの事由に該当することを条件とする。

- a) 事業者の事実上の住所が澳門（マカオ）特別行政区にある。
- b) 澳門（マカオ）特別行政区にある放送局からラジオ放送を送信する。

(ラジオ放送事業者の権利)

第191条 ラジオ放送事業者の放送を中継する場合は、当該事業者の許諾を得なければならない。

2 ラジオ放送事業者は、他人が次の行為をした場合には、衡平の原則に基づいて定められた報酬を受ける権利を有する。

- a) 事業者の放送を固定する。
- b) 許諾なく固定された場合、又は当該固定が一時的なものであり、かつ、その目的が固定されたものと異なる場合は、固定された機関により放送され、複製される。
- c) 事業者の放送を、入場無料ではない公共の場において公に伝達する

(失効)

第192条 ラジオ放送事業者の権利は、関係する放送を行った年の最後の日から起算して満20年が経過したときに失効する。

第五章 上演の引受人

(定義)

第193条 (廃止)。

(引受人の権利)

第194条 実演の入場が制限される場合には、実演の引受人は次の事項を行うことを禁止することができる。

- a) 引受人の同意を得ずに、あらゆる方法で撮影する。
- b) 引受人の同意を得ずに、音楽の実演又は音声を主とするその他の実演を単に録音する。
- c) 引受人の同意を得ずに、実演期間中、ラジオ放送又はその他の方法により、公衆に当該実演の映像及び音声を伝達する。

第四編 集団管理

(集団管理機関)

第195条 著作権及び著作隣接権の集団管理は、澳門（マカオ）特別行政区住所を有し、かつ、このような管理活動を行うことを主な目的とする法人のみが行うことができる。

(機関の登記)

第196条 集団管理機関は、少なくとも開業前30日までに経済局（ポルトガル語の略語はDSE）に登記を行わなければならない。

2 前項規定の効力を生じさせるため、集団管理機関は、経済局に対し、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- a) 当該機関の定款の認証謄本であって、可能な場合は、当該機関内の各機関の権限を有する者を記載したもの。
- b) 当該機関により代理された権利者又は代理される予定の権利者、及び当該機関により代理された住所又は代理される予定の住所が他の法体系内にある同種の機関の一覧表1通。

(法廷の代理)

第197条 著作権及び著作隣接権に係る事項について、集団管理機関は、法廷において被代理人の正

当な権利・利益を保護することを目的とする行為をする正当性を有する。ただし、被代理人が反対する場合はこの限りでない。

2 関係する訴訟の原因が被代理人の人格権に関係する場合には、集団管理機関は、特別の権限を付与された場合に限り、法廷において当該行為をすることができる。

(情報提供義務)

第198条 集団管理機関は、著作権及び著作隣接権を有する被代理人の情報及び関係する索引の使用条件を利害関係人に提供しなければならない。

(強制的通知)

第199条 集団管理機関は、関係する許諾又は決定がなされた後30日以内に、次の各号に掲げる事項を経済局に通知しなければならない。

- a) 定款の変更
- b) 関係機関の構成に関する変更
- c) 被代理人名簿の変更
- d) 同種の他の事業者、使用者を代表する事業者又はラジオ放送事業者との間で締結される契約

(証明書及び手数料)

第200条 経済局は、関係請求をした者に情報を提供し、かつ、第196条に規定する登記及び前条に規定する通知について関係請求人に証明書を交付するものとする。

2 登記及び証明書の発行のために納付すべき手数料は、行政長官が指示により定める。

第五編 刑事上の違法行為及び行政上の違法行為

第一章 通則

(観念的競合)

第200条のA 他の法令の規定に基づきさらに重い刑罰が科される場合には、この法令に定める犯罪の刑罰は、適用しない。

(量刑)

第201条 この法令にいう犯罪に関して、裁判所は、量刑時に、市場に流入した不法複製物の数、行為者がそこから取得した経済的利益及び関係する権利者に与えた損害を特に考慮しなければならない。

(法人の責任)

第202条 この法令にいう違法行為をした結果として科せられた罰金、賠償金その他の支払いについては、当該行為者が法人の名義でかつ当該集団の利益のために行為をした場合には、関係法人は連帯して責任を負わなければならない。

2 単なる事実上の社会団体及び単なる事実上のパートナー又は会社は、いずれも法人と同一である。

第二章 付加刑

(科することのできる付加刑)

第203条 この法令の適用上の犯罪については、次の各号に掲げる付加刑に処することができる。

- a) 善行の保証
- b) 一定の業務又は職業に従事することを一時的に禁止する
- c) 場所の一時的閉鎖
- d) 場所の永久閉鎖
- e) 有罪判決の公開

2 各付加刑の刑罰は、併科することができる。

3 付加刑を履行しない場合は、法律違反者が「刑法典」第317条にいう罪を犯したことを招く。当該不履行が他人によって引き起こされた場合であっても例外ではない。

4 第1項c号及びd号の規定を適用するため、コンピュータ公衆ネットワーク上で提供される電子ウェブサイトは場所に等しい。

(善行の保証)

第204条 善行の担保は、有罪の判決において定められた6月から2年の期間内に、マカオ通貨の10,000から3,000,000の金額を裁判所の支配下に置くことを当該行為者に義務付ける。

2 裁判所が刑罰の執行を猶予すると宣言した場合は、通常、善行の保証を科さなければならない。

3 行為者が定められた期間内にこの法令にいう何れかの犯罪をしたことにより有罪判決を受けた場合には、保証金は澳門（マカオ）特別行政区に帰属する。

(特定の業務又は職業への従事の一時的禁止)

第205条 裁判所は、次の各号に掲げる場合は、特定の業務又は職業に従事することを一時的に禁止する命令を発することができる。

a) 犯罪行為が職業の明白な濫用によりなされた場合、又は公の資格若しくは公の機関の許諾若しくは認可に基づいて行われた業務に従事しているときになされた場合。

b) 法律違反者が、5年を超える期間を経過した後に2の違反行為をしたことがある場合を除き、この法令の適用を受けたことにより付加刑に処せられたことがあるときは、その者が裁判により自由を剥奪された期間は、その5年の期間に算入されない。

2 禁止の期間は最短で2月、最長で2年とする。

3 「刑法典」第61条第3項及び第4項の規定は、これに準用するものとする。

(場所の一時的閉鎖)

第206条 行為者がこの法令に規定する罪を犯したことにより6月以上の懲役の判決を受けた場合は、その場所を一時的に閉鎖する命令を発することができる。閉鎖の期間は、最短で1月、最長で1年とする。

2 犯罪の実行後に場所を他人に移転し、又は職業若しくは業務の遂行に関連する特定の性質の権利を他人に譲渡することは、この付加刑を科することを妨げるものではない。ただし、取得者が取得の時点で善意であった場合は、この限りでない。

3 場所の一時的閉鎖は、従業員を解雇する合理的な理由を構成するものではなく、また、当該報酬の支払いの停止又は減額の根拠を構成するものではない。

(場所の永久閉鎖)

第207条 次の各号に掲げる場合は、当該場所の永久閉鎖を命じることができる。

a) 行為者がこの法令の適用を受ける犯罪をした者が懲役に処せられた場合であって、過去の1又は2以上の有罪判決が当該犯罪の実施について適当な予防方法に該当しないことを示す場合。

- b) 行為者が一時的に場所を閉鎖することにより付加刑の判決を受けたことがある場合。
- c) 行為者がこの法令の適用を受けた犯罪の結果として懲役に処せられ、かつ、その犯罪が相当な損害を与え、又は多数の者に損害を与えた場合。
- 2 前条第2項の規定は、場所の永久閉鎖について適用する。

(有罪判決の公開)

第208条 裁判所は、有罪判決を公開するという付加刑を科する場合は、当該付加刑を執行するための告示及び公告を、判決を受けた者が費用を負担して行うものとし、かつ、不確実な者への公示召喚に関する民事訴訟法の規定は、必要な協力を得て、これを適用する。

2 有罪判決の公開は、裁判の内容の抜粋によるものとし、抜粋には、違法行為を構成する要素、及び科する制裁並びに各行為者の身分を明記するものとする。

3 告示は、関係する場所又は関係業務に従事する場所において、公衆の目に触れることができるような方法で、15日以上期間掲示するものとする。

第三章 犯罪

第一節 著作物、録音物又は録画物の濫用

(著作物の剽窃)

第209条 他人の著作物を自らの創作として公開し又は利用した場合は、最高2年の懲役又は最高240日分の罰金に処する。

2 公表されていない著作物の場合は、最高3年の懲役又は最高360日分の罰金に処する。

(公表しない権利の侵害)

第210条 権利者の許諾を得ずに、他人の未公表の著作物を出版し又は公表した場合は、最高2年の懲役又は最高240日分の罰金に処する。

2 コンピュータの公衆ネットワークを通じて著作物を公衆に提供することを公表した場合は、最高3年の懲役又は最高360日分の罰金に処する。

(偽造された著作物、録音物又は録画物)

第211条 複製権を専有する権利者の許諾を得ずに、商業目的で直接的又は間接的に著作物、録音物又は録画物の全部又はその重要な部分を複製した場合は、最高4年の懲役に処する。

(偽造複製物の取引)

第212条 著作物、録音物又は録画物の偽造複製物を、その存在を知り又は知るべきであったにもかかわらず、発行権を専有する権利者の許諾を得ず、商業目的で販売、発表、保存、輸入、輸出又は何らかの方法で発行した場合は、最高2年の懲役又は最高240日分の罰金に処する。

2 犯罪が未遂に終わった場合は、処罰を受けるものとする。

(コンピュータの公衆ネットワークを介して保護された著作物を許諾なく提供する)

第213条 排他権の所有者の許諾を得ずに、商業目的でコンピュータの公衆ネットワーク上で関係する著作物、録音物又は録画物を公衆に提供した場合は、最高2年の懲役又は最高240日分の罰金に処する。

(告訴)

第214条 第209条、第210条及び第213条にいう犯罪については、告訴を経ない限り、刑事手続を行ってはならない。

第二節 技術的手段による保護

(技術的保護手段の定義)

第214条のA 本節の規定を適用するため、技術的保護手段とは、著作物、録音物若しくは録画物の原本若しくは複製物若しくはラジオ放送に適用され、又は著作物、公演、録音物、録画物若しくはラジオ放送を閲覧、視聴、複製、伝達、受信、ラジオ放送若しくは伝送するための装置に適用されるすべての技術であって、かつ、通常の動作のもとで、次の各号に掲げる場合を防止し又は制限するために特に使用されるものをいう。

- a) 権利を有する者の許諾を得ずに、この法令の規定に基づいて保護される著作物、録音物又は録画物を取得する。
- b) ラジオ放送を任意の方法で受信する。
- c) 許諾を得ずに、この法令が著作権若しくは著作隣接権の権利者に留保する著作物、公演、録音物、録画物又はラジオ放送にかかわる行為をする。

(技術的保護手段の解除又は削除)

第214条のB 商業目的のために、技術的保護手段を解除し又は削除した場合は、最高2年の懲役又は最高240日分の罰金に処する。

2 商業目的のために、技術的保護手段の解除又は削除のためのサービスを公衆に普及させ又は提供した場合は、最高1年の懲役又は最高120日分の罰金に処する。

3 告訴を経ない限り、刑事手続を行ってはならない。

(解除又は削除の手段)

第214条のC 商業目的のために、許諾を得ずに技術的保護手段を解除し又は削除することを主目的とし、又は解除若しくは削除を許諾することを除き他の明白な目的を有さない物品、装置若しくはコンピュータプログラムを製造、輸入、輸出、販売、発行し若しくは賃貸した場合は、最高2年の懲役又は最高240日分の罰金に処する。

(違法性の阻止)

第214条のD 次の事由に該当する場合は、技術的保護手段の解除又は削除は犯罪を構成しない。

- a) 著作物、公演、録音物若しくは録画物を取得し若しくは使用する権利、又はラジオ放送を受信する権利を実現するために必要な手段
- b) 非営利のための科学研究又は教育
- c) 公的当局が訴訟手続、行政手続又は刑事捜査手続において職権を行使し、関連行為をした場合

第三節 権利管理電子情報の保護

(権利管理電子情報の定義)

第214条のE 本節の規定を適用するため、権利を管理するために使用される電子情報とは、権利者が、保護を受ける著作物、固定された公演、録音物若しくは録画物の原本若しくは複製物、ラジオ放送、又は公に伝達する際に紹介するために使用される、次の各号に掲げる1以上の項目を有するすべての電子形式の情報をいう。これには、コード又は数字が含まれる。

- a) 関係する著作物、公演、録音物、録画物又はラジオ放送を識別する。
- b) 著作者、演出若しくは公演を行う芸術従事者、録音物若しくは録画物の製作者、ラジオ放送事業者又は著作物、固定された公演、録音物、録画物若しくはラジオ放送に関するその他の権利の所有者を識別する。
- c) 関係する著作物、固定された公演、録音物、録画物又はラジオ放送の使用を許諾する規定を識別する。

(権利管理電子情報の削除又は変更)

第214条のF この法令に定める権利を侵害し、これを許容し、便宜を図り、又は庇護しようとし、かつ、権利を管理するために使用される電子情報を削除し又は変更した場合は、最高1年の懲役又は最高120日分の罰金に処する。

2 権利を管理するために使用された電子情報が権利者の許諾を得ずに削除され又は変更されたことを知りながら、商業目的のために、関連する著作物、固定された実演、録音物若しくは録画物をラジオ放送若しくは公に伝達し、又はこれらの著作物、実演若しくは製品の原本若しくは複製物を発行し、輸入し若しくは公衆に提供した場合は、最高2年の懲役又は最高240日分の罰金に処する。

3 告訴を経ない限り、刑事手続を行ってはならない。

第四章 行政違法行為

(集団管理上の違法行為)

第215条 自然人又は澳門（マカオ）特別行政区に住所を有しない法人が著作権又は著作隣接権の集団管理業務に従事する場合は、マカオ通貨50,000から500,000までの罰金に処する。

2 住所が澳門（マカオ）特別行政区にあり、第196条の規定に基づき経済局に登録されていない機関が、著作権又は著作隣接権の集団管理業務に従事している場合は、マカオ通貨40,000から400,000までの罰金に処する。

3 集団管理機関が第199条に規定する強制的通知を行わない場合は、マカオ通貨10,000から40,000までの罰金に処する。

(累犯)

第216条 本章にいう違法行為が累犯に該当する場合は、適用される罰金の下限を四分の一引き上げる。

2 1の違法行為をした後、1年以内に再び同様の違法行為をし、かつ、前者についてすでに確定的処罰決定を実施した場合は、累犯とみなす。

(罰金を科する権限)

第217条 税関は本章にいう違法行為について罰金を科する権限を有する。

(罰金の納付)

第218条 罰金を科する決定について通知した日から30日以内に、罰金を納付しなければならない。

2 前項に規定する期間内に罰金を納付しない場合には、租税執行の手續に従い、かつ罰金を科した決定の証明を執行の名目として、強制徴収を行うものとする。

3 罰金を科することについては、行政裁判所に上訴することができる。

(罰金の帰属)

第219条 この法令の規定に基づき処せられ、及び徴収された罰金に由来する所得は、澳門（マカオ）特別行政区の収入を構成する。

第六編 最終規定

（他の法律の規定により与えられる保護）

第220条 この法令の規定は、不正競争、工業所有権に関する政令又はその他の政令に基づいて与えられる保護を妨げない。

（時間的な適用）

第221条 この法令により与えられる保護は、この法令により失効を生じさせた期間が満了していない著作物、録音物、録画物、公演及びラジオ放送を含む。ただし、先の政令に基づいて有効に制定された法律行為は、影響を受けない。

2 実演の引受人に与えられる保護は、この法令が施行された後に行われた実演のみを含む。

3 この法令により付与される商業的賃貸の排他権は、2000年1月1日後に賃貸人が取得した複製物のみを対象とする。

（廃止）

第222条 12月7日訓令第679/71号によりマカオまで拡張された1966年4月27日第46980号を廃止する。前記の訓令及び法令は、いずれも1972年1月8日の「公報」に掲載された。

2 次の各号に掲げる法規も廃止する。

- a) 1930年4月29日の「植民地中央省庁の統括部門による声明」の、マカオまで拡張され、1930年6月21日の「公報」に掲載された1927年5月27日の法令第13725号第65条から第68条まで。
- b) 3月9日付第19/85/M号法令
- c) 11月25日付第4/85/M号法律
- d) 5月4日付第17/98/M号法令第2条

（施行）

第223条 この法令は1999年10月1日から施行する。

1999年7月30日承認